

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年1月1日
(第12期) 至 平成22年12月31日

株式会社G A B A

東京都渋谷区元代々木町30番13号

(E05636)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	3
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 業績等の概要	8
2. 生産、受注及び販売の状況	11
3. 対処すべき課題	12
4. 事業等のリスク	13
5. 経営上の重要な契約等	18
6. 研究開発活動	18
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	19
第3 設備の状況	21
1. 設備投資等の概要	21
2. 主要な設備の状況	22
3. 設備の新設、除却等の計画	23
第4 提出会社の状況	24
1. 株式等の状況	24
(1) 株式の総数等	24
(2) 新株予約権等の状況	27
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	34
(4) ライツプランの内容	34
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	34
(6) 所有者別状況	35
(7) 大株主の状況	36
(8) 議決権の状況	37
(9) ストックオプション制度の内容	38
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	42
5. 役員の状況	43
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	46
第5 経理の状況	51
1. 財務諸表等	52
(1) 財務諸表	52
(2) 主な資産及び負債の内容	80
(3) その他	82
第6 提出会社の株式事務の概要	83
第7 提出会社の参考情報	84
1. 提出会社の親会社等の情報	84
2. その他の参考情報	84
第二部 提出会社の保証会社等の情報	85

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月30日
【事業年度】	第12期（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社GABA
【英訳名】	GABA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 健二
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	(03)5790-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部門長 青柳 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

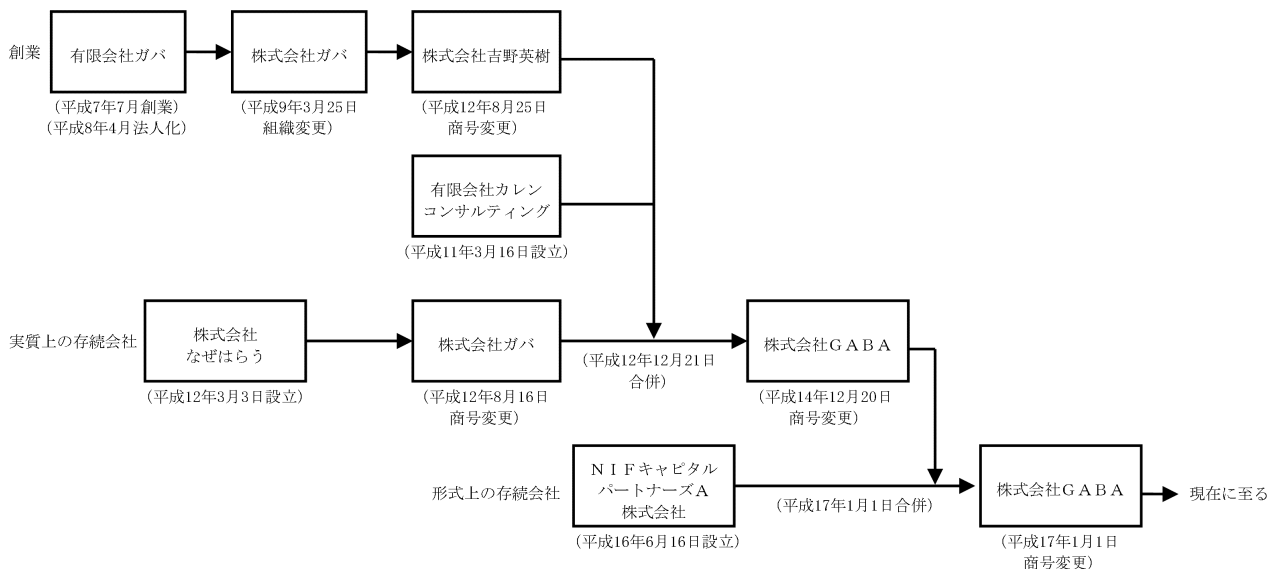
当社の前々身である有限会社ガバは、日本における英語教育の改革を目指し、平成7年7月に外国語会話のインストラクターをデータベース化し、全国各地の受講希望者とマッチングさせるという斡旋事業を目的として創業され、平成8年4月に有限会社として設立（平成9年3月に株式会社ガバに組織変更、その後、平成12年8月に株式会社吉野英樹に商号変更）されました。

一方、インターネットプロバイダー事業を行うために平成12年3月に設立された株式会社なげはらう（平成12年8月に株式会社ガバに商号変更）は、当該事業の存続を断念した後、平成12年12月にグループ経営の健全化、合理化に向け、株式会社吉野英樹およびコンサルティング事業を行っていた有限会社カレンコンサルティングを吸収合併し、英会話事業を継承いたしました。さらに、平成13年3月より、株式会社ガバは「G a b a マンツーマン英会話」の名称で、インストラクター（講師）1人に対しクライアント（受講生）1人によるマンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始し、平成14年12月には株式会社G A B A（以下、旧株式会社G A B Aといいます）と商号変更しております。

その後、当社（形式上の存続会社 平成16年6月16日設立 設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社）は、青野仲達（前当社代表取締役社長）を中心とした経営陣によるMBO（マネジメント・バイ・アウト）のための受け皿会社として設立されました。平成17年1月1日に、当社は旧株式会社G A B Aを吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社G A B Aに変更し、現在に至っております。合併前の当社は、エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社（現、大和企業投資株式会社）がMBO（マネジメント・バイ・アウト）のために設立した受け皿会社でありますので、以下における平成17年1月1日の合併以前の事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aについて記載しております。また、事業年度の期数は、実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aの期数を継承しており、平成17年1月1日より始まる事業年度を第7期としております。

(注) 当社では、英会話レッスンの講師をインストラクター、受講生をクライアントと呼んでおります。

当社の設立から現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
売上高 (千円)	7,656,325	8,777,890	9,043,474	6,702,189	7,751,151
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	1,425,233	887,203	651,549	△150,543	1,120,055
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	824,321	522,410	277,548	△174,598	596,670
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	571,521	594,383	594,738	594,738	594,738
発行済株式総数 (株)					
普通株式	43,052	43,696	43,706	43,706	43,706
優先株式	320	227	178	153	153
純資産額 (千円)	1,947,466	1,563,389	1,320,868	869,032	1,465,702
総資産額 (千円)	7,022,859	6,764,256	5,939,395	6,616,717	8,376,413
1株当たり純資産額 (円)	△29,578.54	△16,809.00	△11,108.98	△15,584.78	△2,317.95
1株当たり配当額 (円)					
普通株式 (うち1株当たり)	—	—	—	—	—
中間配当額) 優先株式	65,254.80	122,800.00	148,300.00	—	241,900.00
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	20,472.29	11,350.69	5,708.38	△4,475.80	13,266.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	16,708.84	10,001.90	—	—	—
自己資本比率 (%)	27.7	23.1	22.2	13.1	17.5
自己資本利益率 (%)	70.8	29.8	19.2	—	51.1
株価収益率 (倍)	11.43	8.55	3.64	—	5.49
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,407,026	867,180	△2,529,127	1,395,684	1,987,606
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△848,909	△1,067,522	228,490	△67,787	△1,305,656
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	688,393	△912,135	△519,345	△277,237	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,785,922	3,673,445	853,463	1,904,122	2,586,072
従業員数 (人)	351	449	473	434	405
(外、平均臨時雇用者数)	(41)	(41)	(39)	(29)	(36)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 第10期、第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。第11期については1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。

5. 第11期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されたため記載しておりません。

6. 第11期の株価収益率については、当期純損失が計上されたため記載しておりません。

7. 従業員数は、就業人員数(契約社員数を含む)であり、各事業年度における臨時従業員の平均雇用人員数を()外数で記載しております。

8. 当社は平成18年5月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第8期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

2 【沿革】

(はじめに)に記載いたしましたとおり、当社の前々身である有限会社ガバは平成8年4月に設立され、平成12年12月に株式会社なげはらうに吸収合併されております。その後、平成13年3月より、株式会社ガバは「G a b a マンツーマン英会話」の名称で、マンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始し、平成14年12月には株式会社G A B A (以下、旧株式会社G A B Aといたします)と商号変更しております。

その後、当社(形式上の存続会社 設立時の商号はN I FキャピタルパートナーズA株式会社)は、MBO(マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として平成16年6月16日に設立され、平成17年1月1日に、当社を存続会社として旧株式会社G A B Aを吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社G A B Aに変更し、現在に至っております。

当社(形式上の存続会社 設立時の商号はN I FキャピタルパートナーズA株式会社)の沿革は以下のとおりであります。

年月	事項
平成16年6月	N I FキャピタルパートナーズA株式会社設立
平成17年1月	実質上の存続会社である旧株式会社G A B Aを吸収合併し、商号を株式会社G A B Aへ変更するとともに、事業の目的を、有価証券等の取得および保有業務等から外国語スクールの経営等に変更
平成17年1月	梅田L Sを開設
平成17年1月	英会話学習教材等の販売を行うその他事業を開始
平成17年2月	千葉L Sを開設
平成17年4月	池袋L Sを移転、心斎橋L S、栄L Sを開設
平成17年6月	銀座数寄屋橋L Sと銀座一丁目L Sを統合(銀座一丁目L Sを閉校)
平成17年6月	溜池山王L Sと赤坂見附L Sを統合(赤坂見附L Sを閉校)
平成17年7月	銀座L Sを開設
平成17年7月	銀座数寄屋橋L Sを閉校し、銀座L Sに統合
平成17年12月	横浜L Sを移転
平成18年3月	茶屋町L Sを開設
平成18年6月	大宮L Sを開設
平成18年6月	下北沢L Sを移転
平成18年6月	六本木L Sと広尾L Sを統合(六本木L Sを閉校)
平成18年8月	表参道L Sを移転
平成18年9月	新宿L Sを移転
平成18年9月	成城L Sを移転
平成18年9月	成城L Fを開設、子供向け英会話「G a b a グローバル・スターズ」開始
平成18年10月	神戸L Sを開設
平成18年11月	池袋L Sアネックス(別館)を開設
平成18年11月	関西事務所を開設
平成18年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成19年1月	名古屋L Sを開設
平成19年3月	八王子L Sを開設
平成19年4月	北千住L Sを開設
平成19年4月	二子玉川L Sを移転拡張
平成19年8月	恵比寿L Sを移転拡張(広尾L Sを恵比寿L Sに統合し、閉校)
平成19年9月	千葉L Sを拡張リニューアル
平成19年10月	立川L Sを開設
平成19年11月	京都L Sを開設
平成20年1月	新橋汐留L Sを移転
平成20年2月	川崎L Sを開設
平成20年2月	広尾L Fを開設
平成20年4月	渋谷L Sを移転
平成20年6月	北千住L Sを移転
平成21年2月	名古屋L Sを閉校

年月	事項
平成21年3月	G a b a グローバル・スターズを成人向けシステムに統合するため、専用施設である成城L F、広尾L Fを閉校。4月1日よりそれぞれ成城L S、恵比寿L Sに統合
平成21年4月	大手町L Sを開設
平成21年4月	目黒L Sを移転
平成21年9月	「G a b a グローバル・スターズ」の事業名称を「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」へ変更
平成21年9月	赤羽L Sを開設
平成21年10月	池袋L Sアネックス（別館）を池袋L Sへ統合（池袋アネックス（別館）を閉校）
平成22年3月	移転のため、新百合ヶ丘L Sを閉校（町田L Sへ統合）
平成22年4月	町田L Sを開設
平成22年5月	三軒茶屋L Sを閉校（渋谷L S他へ統合）
平成22年9月	田町L Sを閉校（品川L S他へ統合）
平成23年1月	名古屋L Sを開設
平成23年2月	移転のため、心齋橋L Sを閉校（なんばL Sへ統合）
平成23年3月	なんばL Sを開設

以下におきましては参考として、旧株式会社G A B A（実質上の存続会社 株式会社なげはらう）の設立以降の状況を記載いたします。

年月	事項
平成12年3月	株式会社なげはらう設立
平成12年8月	株式会社なげはらうから株式会社ガバへ商号変更するとともに本社を東京都目黒区中目黒へ移転し、事業の目的を、インターネットプロバイダー業等から外国語スクールの経営等に変更
平成12年12月	株式会社吉野英樹、有限会社カレンコンサルティングを吸収合併
平成13年3月	新宿東口L S、銀座数寄屋橋L Sを開設
平成13年4月	新宿西口L Sを開設
平成13年5月	渋谷L S、池袋L Sを開設
平成13年6月	横浜L Sを開設
平成13年10月	吉祥寺L Sを開設
平成13年11月	銀座一丁目L Sを開設
平成14年5月	銀座数寄屋橋L S、横浜L S増床
平成14年6月	新宿西口L Sのブースを増設、新宿西口L Sと新宿東口L Sを統合（新宿東口L Sを閉校）
平成14年10月	新宿南口L Sを開設
平成14年12月	株式会社ガバから株式会社G A B A（旧株式会社G A B A）へ商号変更
平成15年1月	溜池山王L S、新橋汐留L Sを開設
平成15年2月	東京L S、自由が丘L Sを開設
平成15年3月	下北沢L Sを開設
平成15年4月	表参道L Sを開設
平成15年5月	二子玉川L Sを開設
平成15年5月	新宿西口L Sと新宿南口L Sを統合（新宿西口L Sを閉校）
平成15年6月	成城L S、広尾L Sを開設
平成15年7月	六本木L Sを開設
平成15年10月	赤坂見附L S、田町L Sを開設
平成16年1月	藤沢湘南L Sを開設
平成16年2月	青葉台L Sを開設
平成16年4月	三軒茶屋L Sを開設
平成16年5月	目黒L Sを開設
平成16年6月	新百合ヶ丘L Sを開設
平成16年10月	品川L Sを開設
平成17年1月	MBO（マネジメント・バイ・アウト）のための受け皿会社として設立された当社（設立時の商号はN I F キャピタルパートナーズA株式会社）を形式的な存続会社として吸収合併される

- (注) 1. 当社では、生徒・学生、社会人等を対象とした一般向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」、子供向け英会話レッスン「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」を開講するスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）と呼んでおります。
2. 従来、子供を対象とした英会話レッスンを開講するスクールをL F（ラーニングフィールド）と呼んでおりましたが、平成21年4月よりL Sに統合しております。

3【事業の内容】

当社は、「G a b a マンツーマン英会話」、「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」の名称で、マンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を主たる事業としており、事業内容は、英会話事業とその他事業に大別されます。

(1) 英会話事業

英会話事業においては、中・高・大学生・社会人等を対象とした一般向けマンツーマン英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」および子供を対象としたマンツーマン英会話レッスン「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」の事業名称で、マンツーマン英会話レッスンの提供およびレッスン用教材の販売を行っております。

グループでの学習では困難な、クライアントごとにカスタマイズされた個別カリキュラムの提供を行うことで、クライアントが最大限の学習効果を得ることができるよう努力しております。すなわち、英語学習の目的と開始時のレベルおよび上達のスピードがクライアントごとに異なるという課題に対し、クライアント一人ひとりの目標と希望に応じてカリキュラムをカスタマイズして提供しております。さらに、マンツーマンレッスンは通常、グループレッスンと比べて時間当たりの会話量が豊富なため、効率的に英会話スキルの上達を図ることができると考えられます。

「G a b a マンツーマン英会話」においては、主なクライアント層である20代～30代の社会人が効果的に英会話を身につけることができるように、利便性を意識したサービスを提供しております。たとえば、ITの積極的導入により、クライアントは「myGaba」と呼ばれるインターネット上の専用サイトを通じて、携帯電話やパソコンからレッスンを予約することができます。レッスン記録はすべてデータベース化されており、クライアントがいつでもオンラインで閲覧できる他、学習プランのアドバイスのために随時活用されております。また、当社は複数の路線が乗り入れるターミナル駅近くにLSを開設しており、利便性の向上を図っております。さらに、スクール内ではインテリアにも気を配り、カフェのような開放感のある雰囲気づくりを大切にしております。レッスンは、クライアントとインストラクターが向かい合う形ではなく、丸みを帯びた机に沿って隣り合うスタイルで行われ、自然な会話が生まれる環境を整えております。

また、「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」においては、一般向けマンツーマンレッスンで培ったマンツーマン教授法およびビジネスモデルを生かしつつ、子供の特性に合わせたカリキュラムにて展開しております。

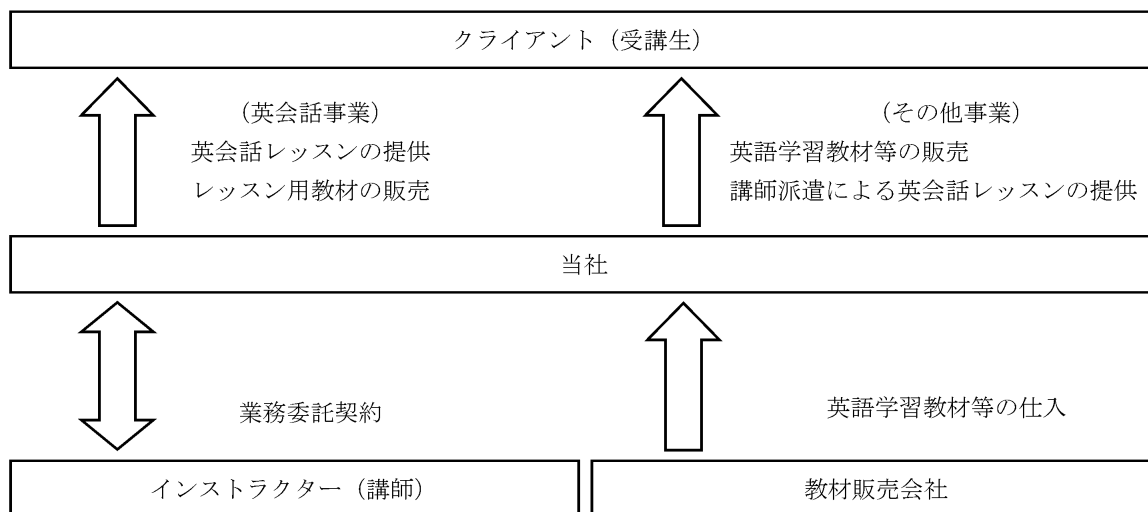
平成22年12月末現在、LSは関東に28校、関西（大阪市・神戸市・京都市）に5校、中部（名古屋市）に1校の計34校を直営方式で展開しております。

(2) その他事業

当社は、スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするための各種英語学習教材の販売をその他事業と位置づけております。インターネット上で利用することができる英語コミュニケーション能力測定テストや各種リーディング教材、英文添削コース等のほか、提携企業の提供する通信講座を販売し、総合的な英語コミュニケーション能力の向上をサポートしております。

また、法人契約によるレッスンのうち、クライアントの勤務先においてレッスンを行う講師派遣型契約による売上を当事業に含めております。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



- (注) 1. 当社では、中・高・大学生・社会人等を対象とした一般向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」および子供を対象とした英会話レッスン「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」を開講するスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）と呼んでおります。
2. 当社では、英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクターと呼んでおります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成22年12月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
405人 (36人)	31.0歳	4年 0ヶ月	4,405千円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（ ）外書は、最近1年間の臨時従業員の平均年間雇用人員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
4. 業務委託契約のインストラクター（講師）が、当事業年度末現在において856名存在しておりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係については円滑円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（平成22年1月1日～平成22年12月31日）におけるわが国の経済は、アジア新興諸国を中心とした海外経済の伸長に牽引され一部には持ち直しも見られましたが、国内向け事業・国内個人消費については依然低調のまま推移し、景気の本格回復には時間を要するものと考えられます。当社の所属する外国語教室市場におきましては、このような外部環境の影響を受けつつも、昨今の外国語会話能力習得意識の高まりに支えられ新規入会者数が回復に転じており、中でも当社の事業領域であるマンツーマンレッスン市場は、習得効率を重視する層に支持をいただき、堅調に伸長してきているものと考えられます。

当社はマンツーマンレッスン専門の企業として、高い学習意欲を持つ方々のニーズに応えるべく、顧客満足・顧客志向を基本方針とした事業展開を行っております。事業面においては、当社最大の商品である高品質なレッスンをはじめ、適時適切なカウンセリング、通いやすく快適なレッスン環境等を総合的に提供し、クライアントの英会話力の習得・向上に寄与できる体制の維持向上に努めております。一方で、財務面におきましては、前事業年度において作り上げたスリムなコスト体制を維持し、収益性を向上させることを念頭に営業活動を続けております。

当事業年度において、英会話事業におけるレッスンによる売上高が6,965,497千円、入会金、テキスト販売による売上高が690,652千円、その他事業における売上高が95,002千円であったことにより、当社全体の売上高は7,751,151千円（前事業年度比15.7%増）となりました。

売上原価は前事業年度と比較して2.6%減少し、4,268,122千円となりました。これは、一部L Sの閉鎖ならびに賃貸借契約の見直し等による賃料の減少や人員数の減少による人件費の減少によるものです。販管費は前年同期と比較して4.4%減少し、2,419,455千円となりました。これは、本社移転による本社賃料の減少、人員数の減少による人件費の減少、その他コスト削減策の実施等によるものです。

また、当事業年度において、田町L Sの閉鎖、一部ソフトウェア資産の除却等があったことにより固定資産除却損45,574千円を計上した他、心斎橋L Sの移転、横浜L Sの移転が決定したこと等により店舗閉鎖損失引当金繰入額66,125千円を計上しました。これにより当事業年度における特別損失の総額は111,699千円となっております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高7,751,151千円（前事業年度比15.7%増）、営業利益1,063,573千円（前事業年度は営業損失210,649千円）、経常利益1,120,055千円（前事業年度は経常損失150,543千円）、当期純利益は596,670千円（前事業年度は当期純損失174,598千円）となりました。

なお、当社は平成21年1月1日より収益計上基準を変更しており、同日以降に締結した契約に基づく受講料については、レッスンポイント消化により当該受講料を売上高として計上する方法に変更しております。本基準に基づき、消化レッスンポイント1,221,191ポイントにポイント単価を乗ずると7,292,533千円となりますが、前述のレッスンによる売上高6,965,497千円との差異が327,036千円生じております。この差異は、消化レッスンポイントには、受講料を受講契約期間に応じて按分計上する、従来の収益計上基準に基づき計上されるレッスンポイントが含まれていることによるものです。

		当事業年度 自平成22年1月1日 至平成22年12月31日	
消化レッスンポイント		①	1,221,191
ポイント単価	(円)	②	5,972
レッスン売上高(1)	(千円)	③=①×②	7,292,533
(△)計上基準変更による影響額(差異)	(千円)	④	△327,036
レッスン売上高(2)	(千円)	⑤=③+④	6,965,497
入会金、テキスト販売	(千円)	⑥	690,652
その他	(千円)	⑦	95,002
売上高計	(千円)	⑤+⑥+⑦	7,751,151

(注)ポイント単価はレッスン売上高(1)を消化レッスンポイントで除して算定した値を記載しております。

当社のこれまでの業績の推移は以下のとおりであります。

(単位：千円)

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
売上高	7,656,325	8,777,890	9,043,474	6,702,189	7,751,151
営業利益又は営業損失(△)	1,427,941	821,436	584,250	△210,649	1,063,573
経常利益又は経常損失(△)	1,425,233	887,203	651,549	△150,543	1,120,055
当期純利益又は 当期純損失(△)	824,321	522,410	277,548	△174,598	596,670
クライアント数(単位：人)	16,073	19,260	18,443	16,956	18,011
ブース数(単位：ブース)	583	705	743	718	675
スクール数	30	35	37	36	34

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

(英会話事業)

英会話事業においては、従前より引き続き、カウンセラーのカウンセリングスキル、インストラクターのティーチングスキル向上のための研修の実施等により満足度の高いサービス提供に努めております。

スクールの配置状況につきましては、3月末にて新百合ヶ丘L Sを閉鎖し、新たに4月1日に町田L Sをオープンいたしました。また事業の効率化を目的に三軒茶屋L Sを5月末にて閉鎖し近隣の渋谷L S他に統合した他、田町L Sを9月末にて閉鎖し近隣の品川L Sに統合しております。これらにより、当事業年度末において、関東地区に28L S、中部地区に1L S、関西地区に5L S、計34L Sを展開する体制となりました。

当事業年度における新規入会者数は前事業年度と比較し14.1%向上し、12,298名となりました。これは、法人契約(研修型契約・福利厚生型契約)による入会者、中・高・大学生の入会者が好調に推移し、例年であれば新規入会者数の獲得が大きく落ち込む11月、12月においても緩やかな減少に留まったことによるものです。また、コースを修了したクライアントが新しいコースで受講を継続する比率である契約継続率についても前事業年度を上回る水準で推移した結果、母数となるコース修了クライアント数が前事業年度比4.8%減となりながらも契約継続者数は前事業年度比0.8%増とほぼ同数を維持し、10,836名となりました。これらにより、当事業年度末において当社スクールに在籍するクライアント数は18,011人、年間平均在籍クライアント数は17,527人となりました。

子供向け英会話「G a b a こどもマンツーマン英会話(通称、Gaba kids)」につきましては、計画通りの拡張を続け、当事業年度末において23箇所のL Sにて開講しております。クライアントは順調に増加しており、当事業年度末現在の在籍クライアント数は197人(前述のクライアント総数の内数)となりました。

地域別の売上高実績といたしましては、関東の売上高は6,324,780千円(英会話事業売上高に占める割合は82.6%)、中部の売上高は262,047千円(英会話事業売上高に占める割合は3.4%)、関西の売上高は1,069,321千円(英会話事業売上高に占める割合は14.0%)となりました。また、規模別売上高の比率としましては、大型スクールが59.3%、小型スクールが40.7%となっております。

その結果、当事業年度における英会話事業の売上高は7,656,149千円(前事業年度比15.0%増)となりました。

(その他事業)

スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするための各種英語学習教材の販売による売上、および法人契約によるレッスンのうちクライアントの勤務先においてレッスンを行う講師派遣型契約による売上を当事業に含めております。

当事業年度において講師派遣型契約が好調に推移したことにより、その他事業の売上高は、95,002千円(前事業年度比101.3%増)となりました。

- (注) 1. 当社では、中・高・大学生・社会人等を対象とした一般向け英会話レッスン「G a b a マンツーマン英会話」、子供向け英会話レッスン「G a b a こどもマンツーマン英会話（通称、Gaba kids）」を開講するスクールのことをL S（ラーニングスタジオ）と呼んでおります。
2. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。
3. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。
4. クライアントがレッスンを受講できる権利（役務の提供を受ける権利）をレッスンポイントと呼んでおり、1回のレッスン受講につき1レッスンポイントが消化されます。また、レッスンを受講されずに契約期間が終了した場合、クライアントの事由によるキャンセル等があった場合には、レッスンポイントは消化されたものとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、現金及び現金同等物が前事業年度末に比べ681,949千円増加（前事業年度は1,050,659千円の増加）し、2,586,072千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により得られた資金は1,987,606千円（前事業年度は、1,395,684千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上1,008,355千円、前受金の増加715,709千円および受講料金銭信託の増加218,699千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は1,305,656千円（前事業年度は、67,787千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出1,000,000千円、投資有価証券の取得による支出202,420千円、有価証券の取得による支出100,380千円および敷金及び保証金の回収による収入150,375千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により得られた資金はありません。（前事業年度は、277,237千円の支出）

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものではありません。

(2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
英会話事業	7,656,149	115.0
その他事業	95,002	201.3
合計	7,751,151	115.7

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

イ) 地域別実績

地域	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
関東地区	28	536	6,324,780	114.6
中部地区	1	28	262,047	106.1
関西地区	5	111	1,069,321	120.0
合計	34	675	7,656,149	115.0

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンをを行うスペースをブースと呼んでおります。

ロ) 規模別実績

規模	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)			
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)
大型スクール	15	404	4,541,172	110.2
小型スクール	19	271	3,114,977	123.0
合計	34	675	7,656,149	115.0

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンをを行うスペースをブースと呼んでおります。
3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

3 【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題および具体的な取組み状況は以下のとおりであります。

① サービスクオリティーの革新

- ・実践的なアウトプットの間であるマンツーマンレッスンに、効果的なインプット学習を組み合わせる等、既存の英会話スクールの枠を超えたトータルサービスを提供することで、顧客の英会話力向上を真にサポートすることを目指してまいります。
- ・カウンセラーには、学習支援・定期カウンセリング等を通じたクライアントサービスおよびセールススキルを中心に研修活動を行ってまいります。
- ・インストラクターには、ティーチングスキルについての認定制度を導入しており、レッスンスキルとレッスンクオリティーの維持向上をさらに促進してまいります。
- ・インターネット上のクライアント専用サイト「myGaba」の機能強化を図り、LSでのレッスンだけでは対応できないeラーニングやオンラインサービス等を提供することで、オフラインとオンラインの融合を目指してまいります。

② 経営効率の継続的改善

- ・マーケティング効率の向上を図るために、媒体ごとの反響からそれぞれの経済性を抜本的に見直し、効率のよい広告活動の実現に取り組んでおります。
- ・単にスクール数を増やすのではなく、利益率の維持向上を図りつつ企業成長を達成するために、スクール開設、閉鎖および増床の最適なタイミングの判断に努めております。
- ・ITを積極的に活用しており、「Gabaweb」と呼ばれる基幹業務システムを内製しております。当該システムは、社内の業務管理を目的としたものであり、クライアント管理だけでなく経理・財務等の業務管理にも対応しております。当該システムの活用、改善等により、今後も継続的に経営効率の改善を図ってまいります。

③ 法令等への対応

- ・当社では、従前よりコンプライアンスを重視しており、その強化に取り組んでおります。当社の提供する英会話レッスンは、その殆どが「特定商取引に関する法律」における特定継続的役務提供に該当し、同法ならびに関連法令に基づく規制を受けておりますが、同法を遵守し、公正かつ誠実に運営をするべく努めております。

④ 優先株式について

- ・当社は、当事業年度末で153株（発行価額1,530百万円）の優先株式を発行しております。当該株式については、配当負担の軽減および普通株主への利益還元を含む資本政策の自由度を確保するため、最優先で取得および消却を進めてまいります。

なお、当社は、未取得株式早期取得のための施策の一環として、平成23年3月29日開催の定時株主総会において資本準備金の額の減少について承認いただきました。また、同日開催の取締役会において、減少した資本準備金444,738千円を取得原資の一部として、平成23年4月12日付にて優先株式83株を取得することを決議いたしました。これにより平成23年12月期末において、未取得の優先株式数は70株となることを予定しております。

なお、当社は、会社の支配に関する基本方針について、現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等に鑑み買収防衛策の導入はしておらず、また方針の定めもありません。今後当社において基本方針を決定する場合には、企業価値の維持・向上の観点から、専門家等の意見も勘案し、株主の皆様の利益に資することを前提に検討いたします。

4【事業等のリスク】

当社が事業を遂行するにあたり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、一部将来に関するリスクについては、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

①当社の事業展開におけるリスクについて

(イ)外国語会話教室市場の動向と競合の状況について

当社が属する外国語会話教室市場は、外国語を話すことができれば個人でも教室を開設することが可能であり、新規参入が比較的容易な市場であります。今後、市場内での新規参入が活発になり競争激化による低価格競争に陥った場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はマンツーマンによるレッスンに特化していることから、マンツーマンによるレッスンの当該市場における評価が著しく低下した場合、あるいはマンツーマンレッスンに特化した有力な競合企業が現れた場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ)スクール開設および立地改善について

当社は現在、関東および関西（大阪市・京都市・神戸市）、中部（名古屋市）を中心にスクール開設を行っておりますが、L S（ラーニングスタジオ）開設方針として、駅近隣の立地であること、貸室㎡単価が周辺相場に比べ割安な物件であること、物件面積では100～300㎡程度であることを重視しております。

しかしながら、開設予定地における物件の確保が計画通り進まない等の理由により、新たなスクール開設または既存スクールの立地改善・拡張等ができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ)基幹業務システム「GabaWeb」への依存について

当社の業務管理は基幹業務システムである「GabaWeb」に大きく依存していることから、データバックアップの定期的な保持および地震などの災害からの影響を軽減させる体制を整備しております。また、当社では有能なシステムエンジニアを採用し、当該基幹業務システムの構築・運営・管理を当社のIT部門で行っております。

以上のように、基幹業務システム保持の体制を整備しておりますが、万が一、何らかの理由により、サーバーが同時に停止した場合等には、業務推進に支障をきたすこととなり、業績にも影響を及ぼす可能性があります。

(ニ)インストラクターの確保について

当社はマンツーマン形式の英会話レッスンのみを提供しており、当該英会話レッスン方法では、各クライアントの個人ニーズに合わせたレッスン提供体制が必須と考えております。そのため、当社では50カ国以上の国籍の様々な経歴を持つインストラクターを主に業務委託契約により確保しており、当社と良好な関係を維持しております。インストラクター全員がネイティブレベルであることはもちろんのこと、知識、教養、柔軟性を兼ね備えていることを書類と面接をとおして確認し、業務委託契約を締結しております。

当社では、クライアント数の伸長予測に従いインストラクター数を増加させ、十分なレッスン数を提供可能な体制を維持すべく取り組んでおりますが、予想以上のクライアント獲得やレッスン需要の季節変動等によりレッスン需要に急激な増加があった場合、当社の認定基準を満たすインストラクターを必要数確保できない可能性があります。さらに、業務委託という関係上、各インストラクターによる提供レッスン数はインストラクターの自主性に依存するため、クライアントの需要に応じたレッスン数の供給ができない可能性があります。これらの可能性が顕在化し、レッスン供給不足が生じた場合、また、今後の業容拡大により安定的なレッスン供給体制を確保するため、業務委託契約という関係につき見直しせざるを得ない状況となった場合、もしくは委託講師報酬の引き上げを余儀なくされた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ)法的規制等について

当社の事業展開に関係する法的規制等の概要は以下のとおりであります。

(特定商取引に関する法律)

当社によるクライアントへの英会話レッスンの提供は、その殆どが同法の定める特定継続的役務提供に該当し、同法ならびに関連法令に基づく規制を受けております。

当社は、同法および割賦販売法等の関連法令が定める項目が記載された概要書面および契約書面の交付、クーリング・オフないし中途解約への対応等、同法および割賦販売法等の関連法令の遵守に努めておりますが、今後同法または割賦販売法等の関連法令の改正等が生じた場合には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これまで、クーリング・オフ等による大量の解約が発生した事実はありませんが、今後、大量の解約が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(不当景品類及び不当表示防止法)

当社は、販売促進行為の一環として販促グッズ等の景品類を用いることがあり、また広告等の表示による宣伝は、反響の大きい有効な手段であるため、不当な景品類や、不実の内容・誇大な表現による不当表示を排除し、不当景品類及び不当表示防止法に違反しないよう、十分に留意しております。

当社においては、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、万が一、広告等の内容が不実・誇大であるとみなされる事項があった場合等には、行政処分の対象となることがあり、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(個人情報保護に関する法律)

当社は、クライアント・インストラクター等の個人情報を保有、管理しており、個人情報保護に関する法律に定められる個人情報取扱事業者として、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの適用を受けております。

当社は、個人情報保護規程の制定等、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努めておりますが、不測の事態によって当社が保有する個人情報の漏洩、改ざん、不正使用等の事態が発生した場合には、適切な対応を行うための相当なコスト負担、当社の信用低下、当社に対する損害賠償請求等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(雇用保険法に基づく教育訓練給付制度について)

当社では、雇用保険法に基づいた「教育訓練給付制度(注)」の適用を受けた講座を提供しており、当事業年度における前受金収入に占める割合は約2割となっております。従いまして、当社の講座が何らかの理由により同制度による厚生労働大臣の指定を受けられなくなった場合、同制度によって給付される金額が変更されるなど制度の内容が変更された場合あるいは制度自体が廃止された場合等には、クライアント数が大きく変動し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 教育訓練給付制度とは、働く方の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険法に基づく給付制度であります。当該制度は、本書提出日現在においては「被保険者期間3年以上、給付率20%、上限額10万円」と定められており、初めて同制度を利用する人のみ、「被保険者期間1年以上、給付率20%、上限額10万円」の給付要件により利用が可能となります。

(労働基準法等)

当社では、前項「(二)インストラクターの確保について」に記載のとおり、インストラクターとは業務委託契約を締結し、クライアントへの英会話レッスンの提供を委託しております。当社からレッスンの時間・勤務先スクールを指定することはないこと、インストラクターが提供するレッスンの内容について具体的な指示を与えていないこと等に鑑み、当社は、現状においてインストラクターは労働基準法等が定める「労働者」に該当しないものと考えております。

しかしながら、今後労働基準法等の適用を受ける「労働者」の定義に関する法令の改正、裁判例の変遷や行政当局による対応の変化が生じた場合等には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(出入国管理及び難民認定法)

出入国管理及び難民認定法は、外国人はいずれかの在留資格が付与されて初めて入国・在留が認められ、当該在留資格に定められた活動ができるものとしており、就労についても、認められるもの(人文知識・国際業務等)、原則として認められないもの(留学・就学等)、個々の許可内容によるもの(特定活動)等様々な在留資格が存在し、かかる在留資格の付与、および在留期間の更新は法務大臣の裁量に委ねられています。

当該法令の改正や裁判例の変遷が生じた場合のみならず、法務大臣の裁量権の範囲内において在留資格の付与・在留期間の更新等に関する方針の変更等が生じた場合においても、外国人の日本への入国・在留期間が現在よりも制限される可能性があり、かかる場合には当社の事業に必要なインストラクターを確保することが困難となる等により当社の業務運営に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(下請代金支払遅延等防止法)

当社によるインストラクターに対する英会話レッスンの提供の委託については、当社を親事業者、各インストラクターを下請事業者として下請代金支払遅延等防止法の適用があり、当社は、インストラクターに同法第3条第1項に定める事項を記載した書面を交付する等、同法および関連法令の遵守に努めておりますが、今後かかる同法または関連法令の改正、行政当局による対応の変化が生じた場合には、新たな義務の遵守と、これに応じた対応を迫られ、システム対応等の費用負担が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ)ブランドが毀損するリスクについて

当社は、競争の激しい外国語会話教室市場において、マンツーマンによるレッスンに特化した差別化戦略を採用しており、競合企業への対応策としてブランド価値を重視した経営を行っております。

当社では、ブランドイメージの向上および浸透に努めておりますが、広告活動等において予想どおりの効果が得られる保証はなく、また、今後、当社にクライアントやインストラクター等との重大なトラブル、係争もしくは法令違反等が発生あるいは判明した場合、またはインターネットやマスコミ報道等の内容によっては、当社のブランドイメージの社会的評価が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社が提供する「G a b a」に類似した名称等の商品またはサービスが何らかの社会問題を引き起こした場合、当社のブランドイメージが損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ト)知的財産権について

当社は、前項「(ヘ)ブランドが毀損するリスクについて」に記載のブランド戦略のもと、積極的な商標権の登録を行っております。ただし、当社ロゴについて当社が保有する商標権のうち、一部の商標権（登録番号第4803256号および第4803262号の商標権。以下、「当社商標権」といいます）は、当社ロゴと類似の登録商標にかかる商標権（登録番号第3113061号、第4636946号および第4636959号の商標権。以下、「第三者商標権」といいます）を保有する第三者から譲り受けたものであり、当該譲り受けに際して、当社は当該第三者との間で、「『ガバ』ないし『G A B A』の文字を含む標章を商標として使用する場合には」、第三者商標権との混同を避けるため、当社ロゴの文字部分と「同一の書体の商標以外は使用しない」旨を含む合意（以下、「本件合意」といいます）をしております。本件合意に基づき、当社は、「ガバ」の呼称を生ずる部分を含む標章を商標として使用する場合には、原則として、当該部分について当社ロゴの文字部分と同一の書体の文字を用いる運用をすべきものと理解しております。

また、当社は、自社開発・設計しているプログラムやソフトウェアにつき、いわゆる公知の基礎技術を改良または組み合わせることにより構築する方針を採用しており、現在のところ第三者の特許権・実用新案権を侵害している事実を認識しておりません。

現在において、その他著作権を含む知的財産権の侵害等を理由とする第三者による請求等を受けておりませんが、当社の知的財産権等に関する理解、調査、管理等が必ずしも正確かつ十分である保証はなく、知的財産権の侵害等を理由に、損害賠償あるいはシステム等の使用差止等を第三者から請求された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②経営成績及び財政状態について

(イ)受講料の前受について

当社の属する外国語会話教室市場では、受講期間が長期にわたるものもあるため、一般的に役務提供期間にわたって売上計上が行われ、申込み時に入金された受講料のうち未受講レッスン相当額が前受金として貸借対照表上の負債の部に計上されております。

当事業年度末における前受金は5,800,225千円（前事業年度末比14.1%増）であり、総資産の69.2%となっております。

前受金の総資産に対する比率は高水準で推移しております。短期間に多くのクライアントが中途解約を行った場合等には、多額の前受金の返金が発生し、当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では、財政状態の透明性を高めクライアントに安心して受講いただく仕組みを整えることを目的として、レッスン未提供分受講料の一部を当社の固有財産から切り離して信託する保全措置を講じております。当事業年度末日における受講料金銭信託額は2,316,890千円ですが、当措置により当社の資金の一部は固定化されているため、何らかの事情により当社の保有する資金で賄うことが出来ないほどの資金需要が発生した場合は、当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ)減損会計の適用について

当事業年度において当社が減損損失を認識している資産はありませんが、将来事業収益が低下した場合には認識を必要とされる事態が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③当社株式に関する事項について

(イ)新株予約権の付与について

当社は、平成17年3月30日、平成17年8月25日、平成17年12月12日および平成18年1月18日の臨時株主総会において旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行に関する特別決議を行っております。

当該決議に基づく潜在株式数は平成22年12月31日現在6,844株(当社普通株式の発行済株式総数の15.7%)であり、新株予約権が行使された場合には、当社の株式価値は希薄化することになります。

(ロ)主要株主である大和企業投資株式会社について

平成19年5月30日の当社の主要株主であったテイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合の解散に伴い、同組合への主要出資者であった大和企業投資株式会社(解散時の名称は、エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社)が新たに主要株主となりました。平成22年12月31日現在、潜在株式を含む当社普通株式の51.99%(潜在株式を除く当社普通株式の60.38%)を保有する同社は、当社がMBO(マネジメント・バイ・アウト)を実施した時から当社経営陣と協力関係を保ちながら、当社の株式上場を目指して協力してきた友好的パートナーであります。同社の保有する株式の売却が株式市場で行われた場合や、株式市場での売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。また、事業戦略上のアライアンス先への譲渡を行った場合でも当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の業務遂行に資する意見を得るため、同社従業員1名を非常勤の顧問として招聘しておりますが(本顧問契約は平成23年2月18日付で解除しております)、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、当社の経営上の自立性・独立性は保たれているものと判断しております。

(ハ)優先株式の発行、取得および消却について

当社は、財務体質強化のため、平成17年12月12日開催の臨時株主総会決議により、平成17年12月15日に第1回A種優先株式320株を発行しております。発行価額(払込金額)は1株当たり1,000万円であり、株式会社大和証券グループ本社(200株)および合同会社ジュピターインベストメント(注1)(120株)を引受先として、総額3,200百万円の資金を調達しております。

当該優先株式は、剰余金の配当、残余財産の分配について普通株式に優先し、剰余金の配当については、日本円TIBOR(12ヶ月物)に0.5%を加算した年率が優先配当年率として定められております。当該計算に基づいて算出された優先配当金の全部または一部を支払えない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積することとなっております。なお、当該優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位となっております。

また、当該優先株式には取得請求権が付されており、優先株主から取得請求がなされた場合、取得請求日(毎年4月14日。ただし、当日が非営業日である場合は翌営業日)から30日以内に、取得請求がなされた優先株式数に1株当たりの取得価額(注2)を乗じた金額(ただし、分配可能額を超える場合は分配可能額の範囲内)で当該優先株式を取得することとなっております。なお、当該優先株式には普通株式への転換権は付与されておりません。

以上のように、当該優先株式は、今後の当社の財政状態および普通株式の配当に影響を与えることとなります。当事業年度末日現在の優先株式の取得請求可能株式数は以下のとおりとなっております。

取得請求可能株式数(*)	153株
--------------	------

(*) 取得請求日までに当社により新たに取得された当該優先株式の数が控除されます。

(注) 1. 合同会社ジュピターインベストメントの株式は、The Goldman Sachs Group, Inc. が100%間接保有しております。

2. 1株につき当該優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および当該優先株式の累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき当該優先株式の優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる)を加算した額とします。ただし、当該事業年度において当該優先株式の優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。

3. 第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な後発事象)に記載のとおり、当社は平成23年3月29日付取締役会において、平成23年4月12日付にて優先株式83株を取得することを決議いたしました。取得した優先株式は即時消却を予定しており、平成23年12月期末における未取得株式数は70株となる予定です。

④配当政策について

当社は、「(4)事業等のリスク ③当社株式に関する事項について (ハ)優先株式の発行、取得および消却について」に記載の優先株式の取得・消却に備えるため、相当金額を留保する必要があります。従いまして、平成22年12月期の利益配分につきましては、優先株式については定められた配当率に従い配当（1株当たり110,000円、ならびに平成21年12月期における累積配当額1株当たり131,900円）を行いました。普通株式については配当を見送らせていただきました。

なお、優先株式の取得に一定の目処が立つ見込みである、平成23年12月期以降の利益還元については、経営成績および財政状態の推移や投資等の実施状況および今後の計画を勘案し、内部留保とのバランスを考慮の上、決定していく方針であります。

5 【経営上の重要な契約等】

当事業年度末現在における経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

契約の名称	契約の形態及び内容	契約期間
前受金管理信託契約	委託者 株式会社GABA 受託者 株式会社三井住友銀行 受益者 顧客 受益者代理人（甲） 当社従業員（注1） 受益者代理人（乙） 弁護士（注2） 契約内容 委託者がその顧客より受取るレッスン受講料（前受金）の全部又は一部を管理する目的で受託者に信託し、受託者がこれを引受ける契約であります。	平成20年4月30日より平成21年4月30日とする。但し、契約期間満了にあたり、期間満了日の1ヶ月前までに受託者又は委託者のいずれか一方が、他方に対し本件信託契約の期間を延長しない旨を書面により申し出た場合を除き、本件信託契約の期間はさらに延長され、爾後これに準ずるものとしております。

（注1） 契約上特定の従業員との契約となっております。

（注2） 契約上特定の弁護士との契約となっております。

上記契約に基づき、毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理（受講料金銭信託）することにより保全しております。

仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人（乙）が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、受益者（顧客）に対し信託財産の交付を行うこととなっております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りおよび判断を行っております。また、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況の財務諸表「重要な会計方針」」に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

(2) 経営成績の分析

① 売上高

当事業年度の売上高は7,751,151千円となり、前事業年度比15.7%の増加となりました。売上高が増加した主な要因は、英会話能力習得に関心が高まったことにより前事業年度以上のクライアントを獲得することが出来たため、前事業年度と比較し売上高の基本となる提供レッスン数も上昇したためです。

なお、平成21年12月期に実施した売上高計上基準変更の影響により、当事業年度において売上高に計上されないレッスンポイントの消化があったため、計上基準変更の影響がなかった場合と比較し、売上高が327,036千円減少する要因となっております。

② 売上原価

売上原価は4,268,122千円となり、前事業年度比2.6%の減少となりました。これは提供レッスンが増加したことにより変動費である委託講師報酬の増額があったものの、一部L Sの閉鎖ならびに賃貸借契約の見直し等による賃料の減少、スクールスタッフが減少したことにより人件費の減少があったこと等によるものです。なお、売上原価率は、55.1%となりました。

③ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は2,419,455千円となり、前事業年比4.4%の減少となりました。これは本社移転にともない本社賃料等が減少したこと、本社人員が減少したことにより人件費が減少したこと、その他コスト削減策を講じたこと等によるものです。なお、販管費率は、31.2%となりました。

④ 営業利益

上記の結果、当事業年度の営業利益は1,063,573千円、売上高営業利益率は13.7%となりました。なお、前事業年度は営業損失を計上したため、売上高営業利益率の算定は行っておりません。

⑤ 営業外損益

営業外収益は56,604千円となり、前事業年度比6.1%の減少となりました。

営業外費用は122千円となり、前事業年度比14.6%の減少となりました。

⑥ 経常利益

上記の結果、経常利益は1,120,055千円、売上高経常利益率は14.5%となりました。なお、前事業年度は経常損失を計上したため、売上高経常利益率の算定は行っておりません。

⑦ 特別損益

特別損失は、L S移転・統合による固定資産除却損45,574千円、および店舗閉鎖損失引当金繰入額66,125千円を計上いたしました。

⑧ 当期純利益

上記の結果、税引前当期純利益は1,008,355千円となり、法人税、住民税及び事業税325,166千円、法人税等調整額86,518千円を計上した結果、当期純利益は596,670千円となりました。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は8,376,413千円となり、対前事業年度末比1,759,695千円の増加となりました。

① 資産の状況

当事業年度末の流動資産は6,618,299千円となり、対前事業年度末比1,807,841千円の増加となりました。これは、定期預金の預入等による現金及び預金の増加682,324千円、有価証券の増加1,099,992千円および受講料金銭信託の増加218,699千円等によるものであります。

また、固定資産は1,758,113千円となり、対前事業年度末比48,145千円の減少となりました。これは、L S施設等を除却したことによる有形固定資産の減少177,723千円、敷金及び保証金の減少97,007千円および投資有価証券の増加202,407千円等によるものであります。

② 負債の状況

当事業年度末の流動負債は6,910,710千円となり、対前事業年度末比1,163,025千円の増加となりました。これは、新規入会者数の増加、継続率の増加による前受金の増加715,709千円および未払法人税等の増加335,748千円等によるものであります。

③ 純資産の状況

当事業年度末の純資産合計は1,465,702千円となり、対前事業年度末比596,670千円の増加となりました。これは、当期純利益596,670千円を計上したことによるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度は、町田L Sを開設、大手町L Sを増床いたしました。

これにより総額184,470千円の設備投資を実施いたしました。

また、赤坂溜池L Sを減床、旧本社（東京都目黒区）、クオリティーセンター、新百合ヶ丘L S、三軒茶屋L Sおよび田町L Sを除却いたしました。

これにより前事業年度末に計上した店舗閉鎖損失引当金より78,971千円を充当し、また固定資産除却損26,081千円を計上しております。

（注） 上記の設備投資の額には、敷金・保証金が含まれております。

2【主要な設備の状況】

各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(平成22年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の部門別の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
			建物 (面積)	構築物	工具、 器具及び 備品	敷金及び 保証金	合計	
東京都 (渋谷L S、 他22L S)	英会話 その他	教室設備	291,049 (4,966.13㎡)	12,877	76,281	416,756	796,964	162
神奈川県 (横浜L S、 他3L S)	英会話 その他	教室設備	48,791 (796.53㎡)	3,108	7,051	77,865	136,817	30
千葉県 (千葉L S)	英会話 その他	教室設備	13,258 (230.77㎡)	—	2,718	15,455	31,433	6
埼玉県 (大宮L S)	英会話 その他	教室設備	13,835 (125.63㎡)	739	5,691	5,700	25,966	6
大阪府 (梅田L S、 他2L S)	英会話 その他	教室設備	63,303 (921.05㎡)	350	4,178	77,329	145,162	29
兵庫県 (神戸L S)	英会話 その他	教室設備	17,414 (262.80㎡)	731	5,499	16,218	39,863	6
京都府 (京都L S)	英会話 その他	教室設備	13,598 (296.68㎡)	961	8,065	22,614	45,239	5
愛知県 (栄L S、 名古屋L S)	英会話 その他	教室設備	29,145 (568.43㎡)	—	8,837	36,699	74,682	10
L S計	—	—	490,396 (8,168.02㎡)	18,770	118,324	668,638	1,296,130	254
本社 (東京都渋谷区)	—	事務所	22,665 (1,509.15㎡)	—	46,442	53,112	122,221	151
合計	—	—	513,062 (9,677.17㎡)	18,770	164,767	721,751	1,418,351	405

- (注) 1. 金額は、帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
2. 従業員数は、就業人員数であります。
3. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
4. 上記敷金及び保証金には、社宅敷金は含まれておりません。
5. 名古屋L Sは平成23年1月に開設しております。
6. なんばL Sは平成23年3月に開設しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度において確定した重要な設備の新設、除却の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	事業の部門別 の名称	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額	既支払額		着手	完了
なんばL S (大阪市中央区)	英会話 その他	教室設備	27,354	9,354	自己資金	平成22年11月	平成23年3月

(2) 重要な設備の除却等

事業所名 (所在地)	事業の部門別 の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)	除却等の 予定年月日
心齋橋L S (大阪市中央区)	英会話 その他	教室設備の除却	21,189	平成23年3月
横浜L S (横浜市西区)	英会話 その他	教室設備の除却	29,265	平成23年6月

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 心齋橋L S除却は、L S閉鎖、統合に伴うものであります。
 3. 横浜L S除却は、移転に伴うものであります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,960
A種優先株式	320
計	161,280

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43,706	43,734(注)1	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)2
第1回 A種優先株式	153	153	非上場	(注)3
計	43,859	43,887	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成23年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、当社は単元株制度を採用しておりません。

3. 第1回A種優先株式(平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更)の内容は次のとおりであります。

① 剰余金の配当

(a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日(以下「配当基準日」という。)における第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ。)および普通株式の登録株式質権者(以下併せて「普通株主等」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する(以下「第1回A種優先配当金」という。)。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日より、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額(以下「第1回A種期中優先配当金」という。)を控除した額とする。

(b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第1回A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当年率は、(i)平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii)下記に定義する配当年率修正日から次の配当年率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヵ月物)」とは、各配当年率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12ヵ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12ヵ月物)に代えて用いるものとする。

- (c) 第1回A種優先中間配当金
当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。
- (d) 累積条項
当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。）については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。
- (e) 非参加条項
第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。
- ② 残余財産の分配
当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで（初日および分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。
- ③ 議決権
配当金および累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位が第一位と定められているため、第1回A種優先株主は、株主総会における議決権を有しない。
- ④ 株式の併合または分割
当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ⑤ 取得請求権
- (a) 取得請求権
第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。
- (b) 取得価額
取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額（1,000万円）の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数（初日および取得請求日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- (c) 取得請求日
取得請求日は、毎年4月14日とする（ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。）。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付で取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付で取得請求がなされたものとみなす。
- (d) 取得請求可能株式数
取得請求可能株式数は、(i) 年度取得予定株式数（以下に定義される。）と(ii) 会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。
「年度取得予定株式数」は、
(i) 平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の28.2%（90株）から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

- (ii) 平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0% (240株) から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、
 - (iii) 平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数(320株) から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とする。
- (e) 取得方法
- 各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数以下の第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。))と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。))がある場合、当社は、(1)各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2)各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式の総数を控除した残株式数を、各超過取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。
- かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるまで同様の手続を行なう。
- 取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。
- 第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意味する。

⑥ 取得条項

(a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。))から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的な方法により行う。

(b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。))を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑦ 優先順位

第1回A種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

⑧ 種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会

当社は、会社法第322条第1項各号に定める事項につき、種類株主総会の決議を要しない旨についての定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	526(注)1	521(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,052(注)1・2・3	1,042(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成23年12月1日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

② 第2回新株予約権／平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,007(注)1	993(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,014(注)1・2・3	1,986(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000(注)2・4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日～ 平成23年11月20日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

③ 第3回新株予約権／平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成28年12月1日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

④ 第4回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,706	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成24年12月14日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、下記(注)3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②ないし④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等が発行する場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②ないし④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日～平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）が権利行使期間の開始日となっております。
5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
 - イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
 - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
 - イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
 - ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
 - ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ合理的な範囲で調整を行うものとする。
 - ニ) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予約権を無償で消却することができるものとする。

⑤ 第5回新株予約権／平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12(注)1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000(注)1・3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成28年12月1日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となっております。

5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

⑥ 第6回新株予約権／平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	77(注)1	74(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	154(注)1・2・3	148(注)1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000(注)2・4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日～ 平成23年12月1日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するには当社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のことであります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。

6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。

イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。

ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新株予約権を行使できないものとする。

ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
適用はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年1月24日 (注) 1	—	20,320	△1,600,000	200,000	△1,550,000	50,000
平成18年5月15日 (注) 2	20,000	40,320	—	200,000	—	50,000
平成18年11月30日 (注) 3	3,000	43,320	369,675	569,675	369,675	419,675
平成18年12月1日～ 平成18年12月31日 (注) 4	52	43,372	1,846	571,521	1,846	421,521
平成19年3月29日 (注) 5	△93	43,279	—	571,521	—	421,521
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注) 4	644	43,923	22,862	594,383	22,862	444,383
平成20年3月27日 (注) 6	△49	43,874	—	594,383	—	444,383
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注) 4	10	43,884	355	594,738	355	444,738
平成21年1月1日～ 平成21年12月31日 (注) 7	△25	43,859	—	594,738	—	444,738

- (注) 1. 無償減資および資本準備金減少によるものであります。
2. 普通株式の株式分割(1:2)によるものであります。
3. 有償一般募集(ブックビルディング方式)によるものであります。
発行価格 : 265,000円
引受価額 : 246,450円
発行価額 : 212,500円
資本組入額 : 123,225円
4. 新株予約権行使による増加であります。
5. 平成19年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成19年3月23日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式93株を、平成19年3月29日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式数が93株減少しております。
6. 平成20年2月21日開催の取締役会決議に基づき平成20年3月24日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式49株を、平成20年3月27日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式数が49株減少しております。
7. 平成21年3月19日開催の取締役会決議に基づき平成21年4月3日付で取得した自己株式である第1回A種優先株式25株を、平成21年4月30日開催の取締役会決議により同日付で消却しており、発行済株式数が25株減少しております。
8. 平成23年1月1日から平成23年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が28株、資本金及び資本準備金がそれぞれ994千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府および 地方公共団 体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	4	11	18	4	13	1,973	2,023	—
所有株式数 (株)	—	2,184	688	26,632	70	391	13,741	43,706	—
所有株式数の 割合(%)	—	5.01	1.57	60.93	0.16	0.89	31.44	100.00	—

② 第1回A種優先株式

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府および 地方公共団 体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	1	1	—	—	—	2	—
所有株式数 (株)	—	—	95	58	—	—	—	153	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	62.1	37.9	—	—	—	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	26,390	60.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (注)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,286	2.93
吉岡裕之	大阪府東大阪市	1,015	2.31
青野仲達	東京都目黒区	857	1.95
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	724	1.65
GABA社員持株会	東京都渋谷区元代々木町30番13号	545	1.24
池田哲彌	千葉県船橋市	390	0.88
三好宏明	千葉県浦安市	370	0.84
佐藤宏樹	千葉県松戸市	345	0.78
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番	342	0.77
計	—	32,264	73.56

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下のとおりであります。

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合 (%)
大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	26,390	60.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (注)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,286	2.94
吉岡裕之	大阪府東大阪市	1,015	2.32
青野仲達	東京都目黒区	857	1.96
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	724	1.65
GABA社員持株会	東京都渋谷区元代々木町30番13号	545	1.24
池田哲彌	千葉県船橋市	390	0.89
三好宏明	千葉県浦安市	370	0.84
佐藤宏樹	千葉県松戸市	345	0.78
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番	342	0.78
計	—	32,264	73.82

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 153	—	A種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記3.に記載しております。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 43,706	43,706	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	43,859	—	—
総株主の議決権	—	43,706	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権、第1回新株予約権ノ2および第1回新株予約権ノ3)

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月30日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分および人数	当社の従業員 105名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。なお、付与対象者の人数は、のべ人数を記載しております。

(第2回新株予約権および第2回新株予約権ノ2)

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月30日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年3月30日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役4名 および 従業員4名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。なお、付与対象者の人数は、のべ人数を記載しております。

(第6回新株予約権)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成18年1月18日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年1月18日
付与対象者の区分および人数	当社の従業員 38名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク ③当社株式に関する事項について (ハ)優先株式の発行、取得および消却について」に記載の優先株式の取得・消却に備えるため、相当金額を留保する必要があります。従いまして、平成22年12月期の利益配分につきましては、優先株式については定められた配当率に従い配当（平成22年12月期配当額 1株当たり110,000円、ならびに平成21年12月期における累積配当額 1株当たり131,900円）を行いました。普通株式については配当を見送らせていただきました。

なお、優先株式の取得に一定の目処が立つ見込みである平成23年12月期以降の利益還元については、経営成績および財政状態の推移や投資等の実施状況および今後の計画を勘案し、内部留保とのバランスを考慮の上、決定していく方針であります。

また、当社は、剰余金の配当については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。また、剰余金の配当は中間配当と期末配当の年2回であり、基準日は中間配当を毎年6月30日、期末配当を毎年12月31日とする旨をそれぞれ定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
最高(円)	276,000	255,000	103,000	33,500	84,500
最低(円)	199,000	79,000	15,010	13,100	30,150

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における当社普通株式の株価を記載しております。
なお、当社A種優先株式はいずれの取引所にも上場しておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	36,300	39,200	40,700	45,000	72,000	84,500
最低(円)	32,000	34,300	35,600	39,200	42,500	53,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における当社普通株式の株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO)	上山 健二	昭和40年5月19日	昭和63年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成6年5月 ミシガン大学経営大学院修士課程修了 平成11年5月 株式会社ジャック(現株式会社カーチスホールディングス)入社 平成13年6月 同社代表取締役社長就任 平成14年9月 更生会社株式会社社長崎屋入社 社長室長 兼 経営企画室長就任 平成15年3月 同社事業管財人代理 兼 代表取締役社長就任 平成20年10月 当社入社 専務執行役員就任 平成20年12月 当社最高執行責任者(COO)就任 平成21年3月 当社代表取締役社長就任(現任) 当社最高経営責任者(CEO)就任(現任)	(注) 1	普通株式 270
取締役	ラーニングスタジオ部門担当執行役員	槇島 俊幸	昭和49年8月17日	平成10年4月 特殊技研工業株式会社入社 平成14年5月 パデュー大学クラナート経営大学院修士課程修了 平成14年9月 当社入社 平成15年10月 当社経営企画室長就任 平成17年6月 当社経営企画部門担当常務執行役員就任 平成18年5月 当社取締役就任(現任) 平成18年6月 当社経営管理部門担当常務執行役員就任 最高財務責任者(CFO)就任 平成20年9月 当社IT部門担当常務執行役員 平成21年2月 当社ラーニングスタジオ部門担当執行役員就任(現任)	(注) 1	普通株式 338
取締役	サービスクオリティ部門担当執行役員	ブルース アンダーソン	昭和46年1月20日	平成9年12月 メープルリーフアカデミー設立 同社マネージングダイレクター就任 平成13年3月 Australian National University 経営大学院修士課程修了 平成13年5月 当社入社 横浜ラーニングスタジオマネージャー就任 平成17年1月 当社サービス開発部門担当執行役員就任 平成18年7月 当社サービスクオリティ部門担当執行役員就任(現任) 平成22年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 1	普通株式 38

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	—	三井 拓秀	昭和23年3月5日	昭和52年4月 昭和58年5月 昭和58年8月 昭和59年9月 昭和60年6月 昭和61年6月 昭和63年8月 平成17年1月 平成17年11月	弁護士登録 米国コロンビア大学ロー・スクール法学修士号取得 Davis Polk & Wardwell 法律事務所（米国ニューヨーク市）勤務 Linklaters & Paines法律事務所（英国ロンドン市）勤務 Bank of Tokyo International Limited（英国ロンドン市）勤務 富田金澤法律事務所 パートナー 三井安田法律事務所 パートナー 三井法律事務所 パートナー（現任） 当社取締役就任（現任）	(注) 1	—
監査役 (常勤)	—	圓谷 義郎	昭和24年2月28日	昭和46年4月 平成11年4月 平成12年5月 平成16年5月 平成17年4月 平成19年4月 平成19年6月 平成19年10月 平成21年3月	大和証券株式会社 同社日比谷支店長就任 同社梅田支店長就任 同社参与アセットマネジメント担当兼投資信託部長就任 株式会社大和証券ビジネスセンター 常務取締役就任 日の出証券株式会社入社 専務執行役員就任 同社代表取締役専務取締役就任 大和インベスター・リレーションズ株式会社 専務取締役就任 当社監査役就任（現任）	(注) 2	普通株式 14
監査役	—	加藤 勝也	昭和17年1月2日	昭和40年4月 昭和52年4月 平成6年4月 平成9年7月 平成16年12月 平成17年4月 平成20年3月	石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社 IHI INC（米国ニューヨーク現地法人）へ出向、財務・経理・法務部担当副社長就任 国際営業本部第4営業部部長就任 IHI（HK）LTDへ出向、董事長（社長）就任 石川島播磨重工業株式会社退社 株式会社IHI 物流・鉄構事業本部（現ロジスティクスセクター）新交通システムプロジェクト部 部長（非常勤嘱託） 当社監査役就任（現任）	(注) 2	普通株式 50

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	—	栗田 正廣	昭和22年8月29日	昭和47年4月 伊藤忠燃料株式会社(現伊藤忠エネクス株式会社)入社 平成13年4月 同社審査部 部長就任 平成13年6月 ジャック・ホールディングス株式会社(現株式会社カーチスホールディングス) 監査役就任 平成17年4月 同社へ出向 執行役員関連会社事業本部長就任 平成17年6月 同社取締役就任 平成17年11月 同社コンプライアンス本部長就任 平成18年12月 株式会社YAMATO取締役就任 平成20年4月 I Sエンジニアリング株式会社 東京管理部 嘱託社員 平成22年3月 当社監査役就任(現任)	(注) 2	普通株式 5
計						普通株式 715

- (注) 1. 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までであり、現任の取締役4名は全員、平成23年3月29日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成24年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
2. 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までであります。なお、各監査役の選任時と任期は次のとおりです。
 圓谷義郎氏は、平成21年3月26日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成25年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
 加藤勝也氏は、平成20年3月27日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成24年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
 栗田正廣氏は、平成22年3月26日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成26年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役三井拓秀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役圓谷義郎、加藤勝也、栗田正廣の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日(平成23年3月30日)現在における役員持株会等の取得株式数を確認することができないため、平成23年2月28日現在の実質所有株式数を記載しております。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下のとおり4名で構成されております。

	氏名	担当
執行役員 (取締役と兼任)	榎島 俊幸	ラーニングスタジオ部門担当
執行役員 (取締役と兼任)	ブルース アンダーソン	サービスクオリティ部門担当
執行役員	工藤 美穂子	人事部門担当
執行役員	青柳 大介	管理部門担当

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

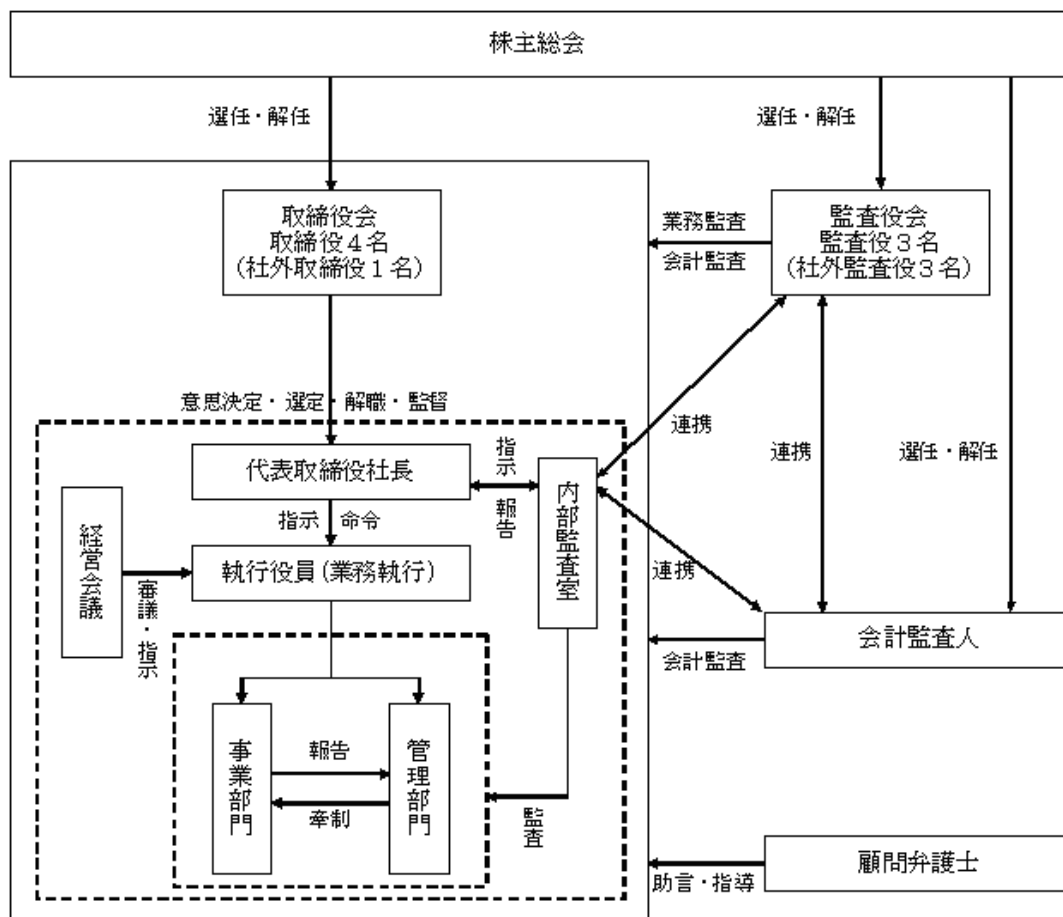
(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社のビジョンは、「最も敬愛されるグローバル・コミュニケーション・ブランドになる」ことであり、近い将来、日本はもとより世界中の人々から、「価値観の違いを超えた真のコミュニケーションを生み出すブランド」として認知されることを目指しております。そのためには、法令遵守など誠実な経営を行うことが必要であると認識しております。

当社といたしましては、社内において独断専行や不正を未然に防ぐ組織体制、取締役会および監査役のチェック機能が十分に働く体制を徹底して向上させ、経営の透明性および効率性を高めていくことで、企業価値の向上を図っていく所存であります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社のコーポレート・ガバナンス体制および内部統制システムは以下のとおりであります。



① 会社の機関の内容

- 当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外常勤監査役1名、社外監査役2名、合計3名で構成されております。

本体制を選択している理由としましては、社外取締役が弁護士としての専門的見地より当社の業務執行を監視する一方で、企業経営等に深い見識を有する社外監査役が、内部監査室と連携して監査を行うことにより、業務の適正性を確保するために適した体制であると考えているためです。

監査役3名は監査役会を定期的開催し取締役会にも出席するほか、常勤監査役は社内の重要な会議にも出席しており、経営に資する意見表明を行っております。

- 取締役会は、本書提出日現在において社外取締役1名を含む4名の取締役で構成されております。経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役や執行役員の業務執行状況を監督しております。また、取締役会は、取締役会規則に基づき、原則、毎月1回開催しておりますが、それ以外においても必要のある場合は随時開催しております。

- ・当社は取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しており、本書提出日現在において執行役員4名が各々の担当部門の業務を執行しております。
 - ・社内取締役ならびに執行役員で構成される経営会議は、経営に関する重要事項の審議を行う場として機能しており、原則として毎月2回開催しておりますが、それ以外においても必要ある場合には随時開催しております。
- ② 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況
- ・事業運営に影響を及ぼすリスクの発生を未然に防ぐことを目的に、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントを行っております。
 - ・適正な財務報告を実現するため内部統制を構築して行くことを目的に、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、評価計画の立案や不備事項の改善計画等、内部統制にかかわる一切の事項を審議し承認する機関と定めております。
 - ・各種社内規程を制定し、職務権限と責任を明確にするとともに、適切な牽制、モニター機能を業務プロセスに組み込む等、適正な業務執行および財務報告の正確性を確保するための体制を整備しております。また、個人および法人顧客情報の管理体制強化のため、従業員の意識向上、システム管理の見直し等を実施しております。
 - ・管理部門では、各契約書等の法令遵守状況をチェックし、取引与信調査等の実施による潜在リスクの発見・回避等、経営リスクの管理を行っており、必要に応じて顧問弁護士より助言を得ております。また、経営状況を管理・分析し、経営に反映させるとともに、公正なディスクロージャーを行い、経営の透明性の向上を図る所存であります。
 - ・IT部門では、社内システム管理を行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ③ 内部監査および監査役監査の状況
- ・当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は室長1名で構成され、監査役や会計監査人と連携し、社内各部門における業務活動の適正性や効率性を監査計画に則り定期監査を実施しております。監査結果については、経営者に対し直接報告されております。
 - ・監査役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するほか、日常の経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて取締役等の業務執行の適法性・妥当性について厳正な監査を実施しております。また、会計監査人と連携し、決算に関する定期監査も実施しております。
- ④ 会計監査の状況
- ・当社は有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、定期的監査のほか会計上の課題について随時協議、確認し、適正な会計処理に努めております。
- 業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。
- 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 園田 博之
- ※継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。
- ・監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。
- 公認会計士 8名
会計士補等 3名
その他 2名
- ⑤ 社外取締役および社外監査役について
- ・当社は社外取締役1名、および社外監査役3名を選任しております。社外取締役ならびに社外監査役と当社との間には、人的関係、資金的関係または取引関係などの利害関係はございません。
 - ・社外取締役 三井拓秀氏
弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。同氏は弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - ・社外監査役 圓谷義郎氏
長年にわたる証券会社等での業務を通じ、また経営者としての経験も重ねており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ・ 社外監査役 加藤勝也氏
長年にわたり事業会社で経営管理業務等の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ・ 社外監査役 栗田正廣氏
長年にわたり事業会社での審査、コンプライアンス業務に携わるとともに企業経営や監査の経験も有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(3) 役員報酬の内容

- ・ 役員報酬は株主総会の決議により年間限度額（取締役300,000千円以内、監査役50,000千円以内）が定められております。
- ・ 各取締役の報酬は、基本となる報酬（基本報酬）を基準報酬と業績連動報酬に区分しております。それぞれの報酬額については代表取締役社長および社外取締役1名の合議により、基準報酬案と業績連動報酬案が提案され、取締役会の決議を経て決定されております。基準報酬については会社業績への貢献度をベースに、取締役としての資質（遵法精神、経営判断能力、倫理観等）を加味して算定しております。業績連動報酬額については会社業績の目標達成率に各取締役の貢献度等を加えて算定いたします。
- ・ 各監査役の報酬は、常勤監査役・非常勤監査役に大別された基準により年間限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。
- ・ 当事業年度中に、取締役および監査役に支払った基本報酬は、以下のとおりであります。

取締役	60,393千円（社内取締役 4名）	4,999千円（社外取締役 1名）
監査役	15,150千円（社外監査役 4名）	

当事業年度において、基本報酬以外の報酬（役員報酬としてのストック・オプションの付与、賞与、退職慰労金等）の支払いはありません。また、報酬総額が1億円を超える者はおりませんので、報酬額の個別開示は行っておりません。

上記金額には従業員を兼務する取締役1名の従業員分給与は含まれておりませんが、金額に重要性がないため記載を省略しております。

また人数には、平成22年6月30日をもって退任した社内取締役1名、平成22年3月26日開催の第11期定時株主総会終結をもって退任した社外監査役1名が含まれており、平成22年7月31日をもって退任した無報酬の社外取締役は含まれておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

- ・ 当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本書提出日現在において、社外取締役である三井拓秀氏、ならびに社外監査役である圓谷義郎氏、加藤勝也氏、栗田正廣氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。当該契約の内容は、社外取締役または社外監査役として任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失のないときは、金500万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う、というものであります。

(5) 取締役の定数および資格制限

- ・ 当社は、取締役の定数を7名以内とする旨定款に定めております。なお、取締役の資格制限に関しては特段の定めはありません。

(6) 取締役の選任および解任の決議要件

- ・取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨、ならびに累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。なお、解任については会社法と異なる別段の定めはありません。

(7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項およびその理由

(剰余金の配当等)

- ・当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項（自己株式の取得、資本準備金または利益準備金の減少、剰余金の処分、剰余金の配当）については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会で決議する旨を定款にて定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限に限定することにより機動的な資本政策を実行するためであります。

(取締役および監査役の実任免除)

- ・当社は、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(8) 取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合の事項およびその理由

(剰余金の配当等)

- ・当社は、「(7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項およびその理由（剰余金の配当等）」に記載のとおり、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会で決議する旨を定款にて定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限に限定することにより機動的な資本政策を実行するためであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

- ・当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 権利関係の異なる種類株式の発行

- ・当社は、普通株式とは権利関係の異なる種類株式として、配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は第一位と定められている一方で株主総会における議決権を有しない、「第1回A種優先株式」を発行しております。なお、「第1回A種優先株式」の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式 (注)3.」に記載のとおりであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
26,000	—	26,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、当社の規模、事業特性等を勘案し、適切な監査日数、工数の見積りにより適切に決定しております。なお、監査報酬額の決定に際しては、監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第11期（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受けております。また、当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,904,122	2,586,446
売掛金	198,297	202,110
受講料金銭信託	* 2,098,191	* 2,316,890
有価証券	—	1,099,992
教材	132,030	128,447
貯蔵品	11,323	11,726
前払費用	118,177	115,489
繰延税金資産	240,004	154,420
未収還付法人税等	101,881	—
その他	6,427	2,776
流動資産合計	4,810,458	6,618,299
固定資産		
有形固定資産		
建物	801,482	708,137
減価償却累計額	△196,457	△195,074
建物（純額）	605,025	513,062
構築物	43,720	34,472
減価償却累計額	△18,032	△15,702
構築物（純額）	25,687	18,770
工具、器具及び備品	632,035	612,380
減価償却累計額	△388,425	△447,613
工具、器具及び備品（純額）	243,610	164,767
有形固定資産合計	874,323	696,600
無形固定資産		
商標権	16,150	12,750
ソフトウェア	40,147	72,342
ソフトウェア仮勘定	24,599	22,927
その他	729	729
無形固定資産合計	81,627	108,749
投資その他の資産		
投資有価証券	—	202,407
長期前払費用	8,033	6,102
敷金及び保証金	818,979	721,971
繰延税金資産	22,651	21,716
その他	644	566
投資その他の資産合計	850,308	952,763
固定資産合計	1,806,259	1,758,113
資産合計	6,616,717	8,376,413

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,764	13,161
未払金	192,292	209,913
未払費用	159,636	175,681
未払法人税等	—	335,748
未払消費税等	—	86,481
前受金	5,084,515	5,800,225
預り金	35,460	33,157
店舗閉鎖損失引当金	118,555	69,663
賞与引当金	153,491	185,712
その他	969	965
流動負債合計	5,747,685	6,910,710
負債合計	5,747,685	6,910,710
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,738	594,738
資本剰余金		
資本準備金	444,738	444,738
資本剰余金合計	444,738	444,738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△170,443	426,226
利益剰余金合計	△170,443	426,226
株主資本合計	869,032	1,465,702
純資産合計	869,032	1,465,702
負債純資産合計	6,616,717	8,376,413

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	6,702,189	7,751,151
売上原価	4,380,933	4,268,122
売上総利益	2,321,256	3,483,029
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	853,846	853,756
販売促進費	86,332	71,661
役員報酬	72,700	80,542
給料及び手当	637,826	587,127
法定福利費	110,360	104,666
旅費及び交通費	39,102	41,652
賃借料	202,290	143,115
租税公課	35,555	39,653
支払報酬	45,614	44,777
減価償却費	64,325	50,831
賞与引当金繰入額	66,291	79,379
賞与	—	58,229
その他	317,659	264,061
販売費及び一般管理費合計	2,531,905	2,419,455
営業利益又は営業損失(△)	△210,649	1,063,573
営業外収益		
受取利息	232	1,243
有価証券利息	—	1,696
金銭の信託運用益	11,316	5,800
受取手数料	37,082	30,937
催事参加料	4,684	7,402
その他	6,933	9,523
営業外収益合計	60,249	56,604
営業外費用		
為替差損	143	122
営業外費用合計	143	122
経常利益又は経常損失(△)	△150,543	1,120,055
特別損失		
固定資産除却損	※ 29,419	※ 45,574
店舗閉鎖損失引当金繰入額	106,259	66,125
本社移転費用	5,174	—
特別損失合計	140,853	111,699
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△291,397	1,008,355
法人税、住民税及び事業税	1,456	325,166
法人税等調整額	△118,256	86,518
法人税等合計	△116,799	411,685
当期純利益又は当期純損失(△)	△174,598	596,670

③【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費		1,275,113	29.1	1,260,275	29.5
II 教材費	※1	113,648	2.6	104,235	2.4
III 経費	※2	2,992,171	68.3	2,903,611	68.1
売上原価		4,380,933	100.0	4,268,122	100.0

(注) ※1 当事業年度の教材費には、テキスト評価損 2,133千円が含まれております。

(注) ※2 主な内訳は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
項目		金額 (千円)		金額 (千円)	
委託報酬		1,822,215		1,836,294	
賃借料		807,677		741,015	
水道光熱費		64,654		61,756	
消耗品費		25,547		19,250	
減価償却費		126,126		114,962	

④【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	594,738	594,738
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	594,738	594,738
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	444,738	444,738
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	444,738	444,738
資本剰余金合計		
前期末残高	444,738	444,738
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	444,738	444,738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	281,392	△170,443
当期変動額		
剰余金の配当	△26,397	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△174,598	596,670
自己株式の消却	△250,840	—
当期変動額合計	△451,835	596,670
当期末残高	△170,443	426,226
利益剰余金合計		
前期末残高	281,392	△170,443
当期変動額		
剰余金の配当	△26,397	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△174,598	596,670
自己株式の消却	△250,840	—
当期変動額合計	△451,835	596,670
当期末残高	△170,443	426,226
自己株式		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	△250,840	—
自己株式の消却	250,840	—

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
前期末残高	1,320,868	869,032
当期変動額		
剰余金の配当	△26,397	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△174,598	596,670
自己株式の取得	△250,840	—
当期変動額合計	△451,835	596,670
当期末残高	869,032	1,465,702
純資産合計		
前期末残高	1,320,868	869,032
当期変動額		
剰余金の配当	△26,397	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△174,598	596,670
自己株式の取得	△250,840	—
当期変動額合計	△451,835	596,670
当期末残高	869,032	1,465,702

⑤【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△291,397	1,008,355
減価償却費	190,451	165,794
長期前払費用償却額	4,423	3,015
商標権償却	3,399	3,399
受取利息	△232	△1,398
店舗閉鎖損失引当金の増減額(△は減少)	78,126	29,581
賞与引当金の増減額(△は減少)	57,135	32,221
固定資産除却損	20,075	34,035
売上債権の増減額(△は増加)	94,428	△3,813
たな卸資産の増減額(△は増加)	11,602	3,181
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,865	10,397
未払金の増減額(△は減少)	△27,472	△14,621
未払費用の増減額(△は減少)	△24,228	16,045
未払消費税等の増減額(△は減少)	△30,897	86,481
前受金の増減額(△は減少)	1,200,479	715,709
受講料金銭信託の増減額(△は増加)	259,324	△218,699
預り金の増減額(△は減少)	△4,686	△2,303
その他	14,667	10,973
小計	1,553,331	1,878,356
利息及び配当金の受取額	50	998
法人税等の支払額	△157,697	△2,176
法人税等の還付額	—	110,427
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,395,684	1,987,606
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△100,380
有形固定資産の取得による支出	△72,527	△39,832
無形固定資産の取得による支出	△22,782	△59,027
投資有価証券の取得による支出	—	△202,420
定期預金の預入による支出	—	△1,000,000
敷金及び保証金の差入による支出	△64,255	△53,367
敷金及び保証金の回収による収入	95,729	150,375
その他	△3,951	△1,004
投資活動によるキャッシュ・フロー	△67,787	△1,305,656
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△250,840	—
配当金の支払額	△26,397	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△277,237	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,050,659	681,949
現金及び現金同等物の期首残高	853,463	1,904,122
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,904,122	※ 2,586,072

【継続企業の前提に関する事項】
該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	—	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
2. 受講料金銭信託の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	同左
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 教材 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 教材 同左 (2) 貯蔵品 同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 構築物 10～20年 工具、器具及び備品 2～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当事業年度末において回収不能見込額がないため、残高はありません。</p> <p>(2) 店舗閉鎖損失引当金 L S閉鎖等に伴う原状回復費等の発生に備え、その損失見込額を引当金計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支払予定額のうち当事業年度に属する支給対象期間に見合う金額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 店舗閉鎖損失引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p>
6. 収益の計上基準	<p>平成20年12月31日以前に締結した契約分については、受講料は受講期間に応じて収益を計上し、平成21年1月1日以降締結した契約分については、受講生のレッスンポイント（受講可能レッスン数）消化により、役務提供が完了した時点で収益計上しております。また、教材は教材提供時に、入会金は契約時にそれぞれ収益として計上しております。</p>	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)</p> <p>棚卸資産につきましては、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 公表分企業会計基準第9号)を適用し、評価基準を移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(収益の計上基準の変更)</p> <p>従来、レッスン受講料については、受講期間に応じて按分し収益計上してまいりましたが、システム開発が完了したことに伴い、当事業年度より、平成21年1月1日以降締結する契約に伴うレッスン受講料については、受講生のレッスンポイント(受講可能レッスン数)消化により役務提供が完了した時点で収益計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、役務提供を完了した時点で前受金を売上高に計上をすることにより、レッスン受講の季節的要因や、講師費用などの費用・収益の対応をより正確に反映することで、より適正な期間損益計算を図るために行うものであります。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、売上高は1,158,559千円減少し、それに伴い営業利益、経常利益および税引前当期純利益が同額減少しております。</p>	<p>—</p> <p>—</p>

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>—</p>	<p>(損益計算書) 前事業年度まで販売費及び一般管理費の「その他」 に含めて表示しておりました「賞与」は、重要性が増 したため、当事業年度から区分掲記しております。 なお、前事業年度における「賞与」の金額は44,347千 円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度末 (平成21年12月31日)	当事業年度末 (平成22年12月31日)
<p>※ 受講料金銭信託</p> <p>毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理することにより保全しております。仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、受益者（顧客）に対し信託財産の交付を行うこととなっております。</p>	<p>※ 受講料金銭信託</p> <p style="text-align: right;">同左</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)																						
<p>※ 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">15,655千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">331千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">5,786千円</td> </tr> <tr> <td>原状回復費</td> <td style="text-align: right;">7,646千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,419千円</td> </tr> </table>	建物	15,655千円	構築物	331千円	工具器具備品	5,786千円	原状回復費	7,646千円	計	29,419千円	<p>※ 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">10,103千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">901千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">3,806千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">19,202千円</td> </tr> <tr> <td>原状回復費</td> <td style="text-align: right;">11,560千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">45,574千円</td> </tr> </table>	建物	10,103千円	構築物	901千円	工具器具備品	3,806千円	ソフトウェア	19,202千円	原状回復費	11,560千円	計	45,574千円
建物	15,655千円																						
構築物	331千円																						
工具器具備品	5,786千円																						
原状回復費	7,646千円																						
計	29,419千円																						
建物	10,103千円																						
構築物	901千円																						
工具器具備品	3,806千円																						
ソフトウェア	19,202千円																						
原状回復費	11,560千円																						
計	45,574千円																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式（株）	43,706	—	—	43,706	
A種優先株式（株）	178	—	25	153	(注)
合計	43,884	—	25	43,859	

(注) A種優先株式の発行済株式総数の減少25株は、平成21年4月30日開催の取締役会決議による第1回A種優先株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
自己株式					
A種優先株式（株）	—	25	25	—	(注)
合計	—	25	25	—	

(注) A種優先株式の増加は、平成21年3月19日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。また減少は、平成21年4月30日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプションとしての新株予約権						—	
合計						—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年2月19日 取締役会	A種優先株式	26,397	148,300.00	平成20年12月31日	平成21年3月11日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式（株）	43,706	—	—	43,706	
A種優先株式（株）	153	—	—	153	
合計	43,859	—	—	43,859	

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）	摘要
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末		
第3回新株予約権	普通株式	200	—	—	200	—	
第4回新株予約権	普通株式	3,412	—	—	3,412	—	
第5回新株予約権	普通株式	12	—	—	12	—	
ストック・オプションとしての新株予約権						—	
合計						—	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年2月24日 取締役会	A種優先 株式	37,010	利益剰余金	241,900.00	平成22年12月31日	平成23年3月14日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)												
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成21年12月31日現在)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,904,122千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,904,122千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,904,122千円	現金及び現金同等物	1,904,122千円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 <div style="text-align: right;">(平成22年12月31日現在)</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,586,446千円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還 期限の到来する有価証券 預入期間が3ヶ月を超える定</td> <td style="text-align: right;">999,625千円</td> </tr> <tr> <td>期預金</td> <td style="text-align: right;">△1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,586,072千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,586,446千円	取得日から3ヶ月以内に償還 期限の到来する有価証券 預入期間が3ヶ月を超える定	999,625千円	期預金	△1,000,000千円	現金及び現金同等物	2,586,072千円
現金及び預金勘定	1,904,122千円												
現金及び現金同等物	1,904,122千円												
現金及び預金勘定	2,586,446千円												
取得日から3ヶ月以内に償還 期限の到来する有価証券 預入期間が3ヶ月を超える定	999,625千円												
期預金	△1,000,000千円												
現金及び現金同等物	2,586,072千円												

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
リース取引開始日が、平成21年1月1日以降のリース取引については該当事項はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成19年8月15日内閣府令第65号）附則第3条の規定により記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び小額の設備投資資金を、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約にかかるものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び敷金及び保証金等の債権について、与信管理規程に従い、顧客企業の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握する事を通じてリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であります。格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券について、満期保有目的の債券以外は、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,586,446	2,586,446	—
(2) 売掛金	202,110	202,110	—
(3) 受講料金銭信託	2,316,890	2,316,890	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	1,302,399	1,301,435	△964
(5) 敷金及び保証金	721,971	721,971	—
資産計	7,129,818	7,128,854	△964
(1) 買掛金	13,161	13,161	—
(2) 未払金	209,913	209,913	—
(3) 未払費用	175,681	175,681	—
(4) 未払法人税等	335,748	335,748	—
(5) 未払消費税等	86,481	86,481	—
(6) 前受金	5,800,225	5,800,225	—
負債計	6,621,211	6,621,211	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)受講料金銭信託

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5)敷金及び保証金

敷金及び保証金については、返還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、当該帳簿価額によっております。

負債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)
現金及び預金	2,586,446	—	—
売掛金	202,110	—	—
受講料金銭信託	2,316,890	—	—
有価証券及び投資有価証券	1,100,000	—	200,000
合計	6,205,448	—	200,000

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度末（平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度末（平成22年12月31日）

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	499,774	499,805	30
	(3) その他	—	—	—
	小計	499,774	499,805	30
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	802,625	801,630	△995
	(3) その他	—	—	—
	小計	802,625	801,630	△995
合計		1,302,399	1,301,435	△964

(デリバティブ取引関係)

前事業年度末（平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度末（平成22年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員 2名 当社従業員 8名(注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 2	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 4

決議年月日	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名(注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 346株	普通株式 30株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 5	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 6

(注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
3. 当社従業員には、平成18年5月17日付で当社取締役役に就任した槇島俊幸が含まれております。
4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日(平成18年4月20日)から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利確定前 (株)	—	—	—	—
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)	—	—	—	—
前事業年度末	1,356	3,872	238	10
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	124	1,858	60	10
未行使残	1,232	2,014	178	—

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

② 単価情報

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利行使価格 (円) (注)	71,000	71,000	250,000	250,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員 2名 当社従業員 8名 (注) 3
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 2	平成18年11月20日～平成23年11月20日 (注) 4

決議年月日	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 346株
付与日	平成18年1月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年12月1日～平成23年12月1日 (注) 5

(注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。
3. 当社従業員には、平成18年5月17日付で当社取締役役に就任した槇島俊幸が含まれております。
4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日～平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日（平成18年11月20日）から5年間となっております。
5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日～平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日（平成18年12月1日）から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)
権利確定前 (株)	—	—	—
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)	—	—	—
前事業年度末	1,232	2,014	178
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	180	—	24
未行使残	1,052	2,014	154

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

② 単価情報

	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)
権利行使価格 (注) (円)	71,000	71,000	250,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)																																														
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">3,672千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">111,011千円</td></tr> <tr><td>店舗閉鎖損失引当金</td><td style="text-align: right;">48,252千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">69,937千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">13,077千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">245,950千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債 (流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収還付事業税</td><td style="text-align: right;">5,946千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債 (流動) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,946千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 純額</td><td style="text-align: right; border-bottom: 3px double black;">240,004千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産 (固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">12,801千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">9,380千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">469千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">22,651千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。</p>	未払事業所税	3,672千円	繰越欠損金	111,011千円	店舗閉鎖損失引当金	48,252千円	賞与引当金	69,937千円	その他	13,077千円	繰延税金資産 (流動) 合計	245,950千円	未収還付事業税	5,946千円	繰延税金負債 (流動) 合計	5,946千円	繰延税金資産 (流動) 純額	240,004千円	減価償却超過額	12,801千円	減損損失	9,380千円	一括償却資産	469千円	繰延税金資産 (固定) 合計	22,651千円	<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産 (流動)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">3,911千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">27,592千円</td></tr> <tr><td>店舗閉鎖損失引当金</td><td style="text-align: right;">28,352千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">75,585千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18,978千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (流動) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">154,420千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産 (固定)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">11,774千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">7,725千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">2,217千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産 (固定) 合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">21,716千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>	未払事業所税	3,911千円	未払事業税	27,592千円	店舗閉鎖損失引当金	28,352千円	賞与引当金	75,585千円	その他	18,978千円	繰延税金資産 (流動) 合計	154,420千円	減価償却超過額	11,774千円	減損損失	7,725千円	一括償却資産	2,217千円	繰延税金資産 (固定) 合計	21,716千円
未払事業所税	3,672千円																																														
繰越欠損金	111,011千円																																														
店舗閉鎖損失引当金	48,252千円																																														
賞与引当金	69,937千円																																														
その他	13,077千円																																														
繰延税金資産 (流動) 合計	245,950千円																																														
未収還付事業税	5,946千円																																														
繰延税金負債 (流動) 合計	5,946千円																																														
繰延税金資産 (流動) 純額	240,004千円																																														
減価償却超過額	12,801千円																																														
減損損失	9,380千円																																														
一括償却資産	469千円																																														
繰延税金資産 (固定) 合計	22,651千円																																														
未払事業所税	3,911千円																																														
未払事業税	27,592千円																																														
店舗閉鎖損失引当金	28,352千円																																														
賞与引当金	75,585千円																																														
その他	18,978千円																																														
繰延税金資産 (流動) 合計	154,420千円																																														
減価償却超過額	11,774千円																																														
減損損失	7,725千円																																														
一括償却資産	2,217千円																																														
繰延税金資産 (固定) 合計	21,716千円																																														

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 $\Delta 15,584$ 円78銭 1株当たり当期純損失(Δ) $\Delta 4,475$ 円80銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。	1株当たり純資産額 $\Delta 2,317$ 円95銭 1株当たり当期純利益 13,266円83銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成21年12月31日)	当事業年度末 (平成22年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	869,032	1,465,702
普通株式に係る期末純資産額 (千円)	△681,148	△101,308
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る期末の純資産との差額の主要な内訳		
イ. 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額 (千円)	1,530,000	1,530,000
ロ. 優先配当額 (千円)	20,180	37,010
普通株式の発行済株式数 (株)	43,706	43,706
普通株式の自己株式数 (株)	—	—
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	43,706	43,706

(注) 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△174,598	596,670
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
イ. 優先配当額 (千円)	20,180	16,830
ロ. 優先株式の償還差額 (千円)	840	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△195,619	579,840
期中平均株式数 (株)	43,706	43,706
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たりの当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権9種類 (新株予約権の数3,524個 新株予約権の目的となる株式の数7,048株)	新株予約権9種類 (新株予約権の数3,422個 新株予約権の目的となる株式の数6,844株)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
	<p>(資本準備金の額の減少)</p> <p>当社は、平成23年2月10日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少を平成23年3月29日開催の第12期定時株主総会に付議することを決議し、平成23年3月29日開催の第12期定時株主総会にて承認されました。</p> <p>1. 資本準備金の額の減少の目的</p> <p>優先株式の取得・消却を促進し、普通株主に対する早期復配実現のための環境を整えることを目的とするものです。</p> <p>2. 資本準備金の額の減少の要領</p> <p>会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を全額減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。</p> <p>(1) 減少する資本準備金の額 資本準備金 444,738,000円 (減少後の資本準備金の額0円)</p> <p>(2) 増加するその他資本剰余金の額 その他資本剰余金 444,738,000円</p> <p>3. 日程</p> <p>(1) 取締役会決議日 平成23年2月10日 (2) 債権者異議申述公告日 平成23年2月25日 (3) 債権者異議申述最終期日 平成23年3月25日 (4) 定時株主総会決議日 平成23年3月29日 (5) 効力発生日 平成23年3月29日</p> <p>(取得条項付株式(第1回A種優先株式)一部取得)</p> <p>当社は、平成23年3月29日開催の取締役会において、当社定款第9条の10、会社法第168条および第169条の規定に基づき、下記のとおり取得条項付株式を平成23年4月12日付で一部取得することを決議いたしました。</p> <p>1. 取得の理由</p> <p>優先株式の配当負担を軽減し、資本政策の自由度を高めることを目的としております。</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得日 平成23年4月12日 (2) 取得する株式の種類 A種優先株式 (3) 取得株式の総数 83株 (4) 取得価額 1株につき 10,027,246円57.6銭 (5) 取得の総額 832,261,466円 (6) 取得先 株式会社大和証券グループ本社 (取得株式数52株) 合同会社ジュピターインベストメント (取得株式数31株)</p>

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

(債券)

有価証券	満期保有目的 の債券	銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		(株)日本ビジネスリース短期社債	500,000	499,851
		(株)オリエントコーポレーション 短期社債	500,000	499,774
		日本電気(株)第10回転換社債	100,000	100,366
		小計	1,100,000	1,099,992
投資有価証券	満期保有目的 の債券	第15回三菱東京UFJ銀行期限前 償還条項付社債 (劣後特約付)	200,000	202,407
		小計	200,000	202,407
計			1,300,000	1,302,399

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	801,482	37,866	131,211	708,137	195,074	45,621	513,062
構築物	43,720	1,470	10,718	34,472	15,702	3,740	18,770
工具、器具及び備品	632,035	25,308	44,963	612,380	447,613	99,809	164,767
有形固定資産計	1,477,239	64,644	186,893	1,354,990	658,390	149,171	696,600
無形固定資産							
商標権	34,000	—	—	34,000	21,249	3,399	12,750
ソフトウェア	181,568	49,575	7,523	223,620	151,278	9,856	72,342
ソフトウェア仮勘定	24,599	28,803	30,475	22,927	—	—	22,927
その他	729	—	—	729	—	—	729
無形固定資産計	240,898	78,378	37,998	281,278	172,528	13,256	108,749
長期前払費用	15,028	1,083	3,296	12,815	6,713	3,015	6,102

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

1. 建物増加額の主な原因は、町田L S (5,290千円)、名古屋L S (8,664千円)の開設、大手町L S (5,968千円)の増床によるものであります。
2. 工具、器具及び備品増加額の主な原因は、I T機器投資 (3,845千円)、町田L S (5,707千円)、名古屋L S (8,423千円)の開設、大手町L S (5,296千円)の増床によるものであります。
3. 建物減少額の主な原因は、旧中目黒本社(42,490千円)、クオリティーセンター (48,146千円)、新百合ヶ丘L S (13,711千円)、三軒茶屋L S (9,147千円)の除却によるものであります。
4. 工具、器具及び備品減少額の主な原因は、クオリティーセンター(13,031千円)、新百合ヶ丘L S (1,773千円)、三軒茶屋L S (1,218千円)の除却によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
店舗閉鎖損失引当金	118,555	69,663	115,017	3,538	69,663
賞与引当金	153,491	185,712	153,491	—	185,712

(注) 1. 計上理由及び金額の算定方法は「重要な会計方針に係る事項」に記載しております。

2. 店舗閉鎖損失引当金の当期減少額「その他」は、L S 閉鎖時の原状回復費の実際発生額が、当初見積額より少なかった事による戻入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
普通預金	1,586,446
定期預金	1,000,000
合計	2,586,446

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社みずほ銀行	43,111
株式会社ジャックス	35,154
株式会社オリコ	22,709
株式会社セディナ	22,080
ファインクレジット株式会社	18,898
その他	60,155
合計	202,110

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
198,297	5,667,957	5,664,144	202,110	96.55	12.89

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. 受講料金銭信託

区分	金額 (千円)
受講料金銭信託	2,316,890
合計	2,316,890

ニ. 教材

区分	金額 (千円)
英会話テキスト (日常)	68,794
英会話テキスト (ビジネス)	55,840
英会話テキスト (トラベル)	3,811
合計	128,447

ホ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
販促品等	8,882
切手・収入印紙等	2,843
合計	11,726

② 固定資産

イ. 敷金及び保証金

相手先	金額 (千円)
東急不動産株式会社	53,112
株式会社ヨドバシ	41,009
川瀬不動産株式会社	40,656
槇町ビルディング株式会社	35,300
第二吉本ビルディング株式会社	28,080
その他	523,813
合計	721,971

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社エコ企画	5,140
株式会社リーブルテック	4,573
株式会社アイディール	2,670
リアル・イングリッシュ・ブロードバンド株式会社	519
株式会社アルク	256
合計	13,161

ロ. 前受金

相手先	金額 (千円)
クライアントからのレッスン受講料	5,800,225
合計	5,800,225

(3) 【その他】

	第1四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	第2四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第3四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第4四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日
売上高 (千円)	1,829,338	1,903,751	2,016,567	2,001,494
税引前四半期純利益 (千円)	119,640	214,435	337,850	336,427
四半期純利益 (千円)	70,564	126,746	200,212	199,146
1株当たり四半期純利益 (円)	1,519.57	2,803.98	4,483.82	4,459.45

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	期末配当：12月31日 中間配当：6月30日 上記のほか、別途定めることもあります。
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	— — — —
公告掲載方法	会社の公告の方法は、電子公告により行い、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.gaba.co.jp/publication/
株主に対する特典	毎年6月30日および12月31日現在の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された、1株以上ご所有の株主様を対象に、当社の運営する英会話スクールのレッスン購入の際にご利用いただける割引券を贈呈させていただきます。 1～2株：5,250円（税抜 5,000円）割引券1枚 3～4株：15,750円（税抜 15,000円）割引券1枚 5株以上：31,500円（税抜 30,000円）割引券1枚

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は大和企業投資株式会社（平成22年7月1日において商号変更、旧社名 大和SMB Cキャピタル株式会社）であり、同社は非継続開示会社であります。

大和企業投資株式会社の親会社等状況報告書提出日：平成22年6月24日

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）平成22年3月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年3月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第12期第1四半期）（自平成22年1月1日 至平成22年3月31日）平成22年5月13日関東財務局長に提出

（第12期第2四半期）（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）平成22年8月12日関東財務局長に提出

（第12期第3四半期）（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成22年3月26日

株式会社GABA

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 都甲 孝一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 園田 博之 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GABAの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更 収益の計上基準の変更に記載されているとおり、会社は収益の計上基準を変更した。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社GABAの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社GABAが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成23年3月29日

株式会社GABA

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限
責任社員 公認会計士 都甲 孝一 ㊞
業務執行社員

指定有限
責任社員 公認会計士 園田 博之 ㊞
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GABAの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年3月29日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少の決議をした。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年3月29日開催の取締役会において、優先株式を平成23年4月12日付で一部取得の決議をした。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社GABAの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社GABAが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。